

事 業 報 告

会 長 細 川 眞 二

平成24年度の事業は、「歴史から学ぶ」というサブタイトルの下に進めてきた。明治5年の太政官無号達によって「証書人・代書人・代言人職制」が制定され、司法書士制度が昨年8月3日で140年の節目を迎えたからである。その歴史の中で、司法書士は裁判事務と登記事務を行い市民の法的生活を支え、司法書士としての基盤を築き、身近なくらしの法律家と認識されてきた。そこで、当会はその歴史を振り返り、先達がどのように活動してきたかを学び、現在の司法書士がどのように行動すべきかを1年間通して模索した。具体的な事業については、個別の事業報告を見ていただきたい。

近年、司法書士は成年後見制度のもと成年後見人等になり、また簡裁訴訟代理等関係業を行うなど、本人に代わって法律行為をする代理業務が新たに加わってきた。しかし、歴史からみると長きにわたり、本人支援型の業務を行ってきたのである。つまり、不動産登記の申請代理と言っても登記申請自体は代理だが、その前段階である不動産取引の場面や相続が発生した家族に接する場面において、さらに会社等の組織運営の場面でもその結果を登記申請するだけでなく、その法的効果を考え本人や法人に及ぼす影響を当事者に伝え一緒に考えるなどして、本人支援業務を行ってきたのである。当然、過去における裁判事務は、書類作成などで本人支援をしてきた。その歴史の中で、司法書士が市民から信頼を得たキーワードはいくつかあると思うが、その一つとして「登記」がある。「登記」と言っても司法書士が登記が必要となる状況で、どのように市民に支援してきたのか、またその状況で法律家としてどのように行動してきたのかを見つめて、もう一度これから学ぶことが必要ではないかと考えて、25年度の事業につなげていきたい。余談であるが、会長の業務も県会業務を推進する部長、副会長などの執行部の組織員がその業務を遂行できるように支援することと思い、私は行動してきた。1年を振り返ってみると、やはり事業を進めるには常に歴史を振り返り、現状を見つめ将来を想って行動し続けなければならないと感じた。

昨年7月に九州北部豪雨による被害が福岡県においても広がり、当会でも無料相談会を開催した。社会事業部や筑後支部を中心として素早い対応ができ、市町村の協力を得て、また地元の人の協力も得て、多くの場所で豪雨被害相談会を開催することができた。しかし、いまだ豪雨災害の爪痕が残ったままのところもあり、相談会の開催などが必要になると思われる。また、一昨年の東日本大震災の被災地では、まだまだ復興が進んでいないようである。連合会では、被災県の司法書士会と協力して、司法書士相談センターや復興支援事務所を開設している。しかし、心の問題や交通手段の問題で相談センターに来れない方も多いようである。また、最近では進まない相続登記があり、そのため相続財産管理人、不在者財産管人、未成年者後見人などに多くの司法書士が選任されている。当会は、被災地から距離があるので、現地に赴くことは難しい部分もある。しかし、福岡で生活している被災者もいることもあるし、また、被災地で生活している方を遠くにいても支援できることは思う。会員の皆様のご協力に感謝するとともに、今後も会員の皆様のご理解とご協力を願う次第である。

総務部

総務部長 丸田幸一

1. 総務部管轄の各委員会活動につき報告する。

(1) 苦情処理委員会・綱紀調査委員会・注意勧告小理事会・紛議調停委員会

昨年度と比較して、苦情申立及び綱紀調査委員会への調査付託が、数件ずつ減少した。これは、会員の皆様の倫理意識や自己防衛意識の向上によるものと思われる。また、さまざまな研修会や苦情事例の月次報告の成果の表れとみていいのではないか。ここで、気を抜くことなく、より一層の倫理意識と自己防衛意識の徹底を図らなければならない。

・苦情申立	25件
・綱紀調査委員会への調査付託	9件
・注意勧告小理事会	13件
・紛議調停委員会	0件
・懲戒処分	3件

私が2年間の総務部長で感じたことは、やはり研修会や会務に疎遠な会員が苦情・綱紀等の対象の大半であるということである。これは、研修会や会務に疎遠な会員の情報不足を考えれば、至極当然のことである。各会員の皆様におかれましては、できるだけ研修会や会務に参加していただきたい。事務所と自宅の往復だけでは、自己防衛は難しい時代になっている。

そして、今年度もこれは申し上げておきたい。苦情・綱紀等の件数に比例して、執行部及び委員等の皆様の時間と、会員の皆様の会費の消費が増加する。現在、予算の縮減に取り組んでいる時期でもあり、この会費の消費をできる限り抑えたい。

また、苦情・綱紀等の増加は、県会の建設的な事業執行に直接且つ多大な影響ができる。そして、何よりも市民の皆様に被害を及ぼすことがあってはならない。司法書士制度に対する社会の信頼の低下も避けなければならない。

今年度も苦情・綱紀等の撲滅を願う。

(2) 非司法書士対策委員会・専門職連絡委員会・規則等改正委員会・裁判所連絡委員会・広告等調査委員会・事故処理委員会については、委員会報告に記載。

(3) 登録調査委員会 司法書士登録に疑義がある場合に、日司連に報告するが、昨年度は案件なし。

(4) 選挙管理委員会 今年度の役員選挙に関する一連の手続を行なった。

尚、昨年度も委員会等の構成員の皆様におかれましては、ご多忙の中貴重なお時間を割いて大変な業務にご尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

2. 新入会員オリエンテーションを4回行った。これは、新入会員の皆様へ政治連盟、公共嘱託登記協会、リーガルサポート、青年会、法テラス、そして6支部の紹介を行うとともに、各団体の幹部と新入会員の交流と共に入会のお誘いを行った。
3. 福岡法務局との定期協議会（桐友会）を、1回行った。主に不動産登記業務について意見交換をした。その内容は、会員用ホームページに掲載している。
4. 九州ブロック各県部長連絡協議会が、9月に熊本で開催された。各部の業務について意見交換をし、その後の各部の事業施行の参考にした。
5. 神奈川・愛知・兵庫・福岡の同規模会の執行部の意見交換会（四県交流会）を10月に福岡で開催し、その後の執行部の事業執行の参考にした。
6. 四団体意見交換会 → 福岡県土地家屋調査士会・福岡県宅地建物取引業協会・福岡県不動産鑑定士会との意見交換会を行った。
7. 県会事務局全般 → 事務局長も参加して、毎週水曜日の朝に定例報告会を行い、職員相互の業務の理解を図っている。
8. 福岡・北九州・久留米・飯塚の法務局において、司法書士法施行規則41条の2に基づく非司法書士による登記申請の調査を行った。これを受け、法務局による非司法書士対策がなされているので、今後も力を入れていきたい。
9. 研修単位未達会員への文書及び面談による指導を隨時行った。
10. 会館建設小部会を設置し、会館建設要綱案を策定の上、会長に提出した。
現在の会館の老朽化を踏まえ、平成20年に出された会館建設大綱案を前倒しするため、建設資金確保のための積立金を年間3,000万円とする予算案を総会に提案することの理事会承認を得た。

経理部

経理部長 福永龍三

経理部は日々の予算執行を行い、各月決算及び期末決算並びに予算編成等の業務を行った。

1. 平成24年度の一般会計及び特別会計の予算を執行した。
2. 平成24年度の一般会計及び特別会計の決算書類作成を行った。
3. 平成25年度の一般会計及び特別会計の予算案作成を行った。
4. その他
 - (1) 各支部交付金折衝会議を実施した。
 - (2) 運営基金特別会計及び財務調整積立金特別会計の廃止と財務運営基金特別会計の設置事務を行った
 - (3) 成年後見制度推進基金特別会計の廃止事務を行った。
 - (4) 旅費規程の見直しについて検討した。(継続検討中)
 - (5) ペイオフ対策として一部の普通預金の決済性預金への変更手続を行った。
 - (6) 平成24年10月からの会費の値上げに係る事務を行った。
 - (7) 会費の減免等に関する細則の見直しを行った。

企画部

企画部長 李 漢 彦

本年度の重要なテーマは、①会員の相談業務支援、②人権擁護の担い手としての機能充実である。これらを踏まえて、企画部としては以下のテーマを設定した。企画立案、事業化していきたい。

企画部のテーマ

1. 法律相談時のコミュニケーション能力の向上
2. 地方自治体等とのネットワーク構築の推進
3. 県・支部の執行体制の改善
4. 会員の会務への参加強化
5. 司法過疎対策
6. 重要テーマに関して必要な上記以外の企画・立案

これらのテーマの下、業務の改善のため本年度は具体的に以下のとおり検討・実施した。

具体的内容

1. 法律相談時のコミュニケーション能力の向上のため、リーガルカウンセリング研修（業務研修会・支部研修会2回）を企画・実施した。
2. 高齢者・障がい者権利擁護委員会の活動を通じて地域包括支援センター・地域生活支援センター等とのネットワーク構築を推進した。
3. 前年度から引き続き、執行体制に関するアンケート・ヒアリングの分析結果を踏まえ、県と支部の事業・運営の執行全体について改善をはかるための検討を行った。特に、本年度はウェブ会議を導入し、協同事業（収益事業）立ち上げに関する具体的な検討を行った。また、6支部体制の再検討等の中長期的な課題の検討にも着手した。県会事業の発展・効率化のため事業仕分けについて引き続き検討した。
4. 会員が会務への参加を魅力あるものに感じるための検討も3と同様に引き続き行った。
5. 司法過疎対策事業について、司法アクセス充実・拡大の一制度として位置づけ、支援の継続を行い、今後の事業展開のあり方を検討した。

広 報 部

広報部長 小 原 俊 治

本年度も昨年度に引き続き、広報部では司法書士の制度広報を目的として、相談会広報や対外向け広報を、会員向けの対内広報として会報発行を行った。

特に对外向け広報として、①司法書士の情報提供ツール配布②当会ホームページ等への利用を目的としたフォトコンテスト③高校生による一日司法書士④司法書士制度140周年記念シンポジウムを実施した。

各事業の对外広報には当会ホームページ、特にブログを有効活用し、タイムリーに情報をリリースした。

一 活動実績

1. 制度広報

ア 相談会広報

昨年度同様、無料の市町村広報誌や市町村ホームページを活用し、相談会前のニュースリリースによる新聞への掲載依頼、当日のニュース報道や取材依頼を行った。また、成年後見相談会・法の日司法書士法律相談については、支部広報部が中心となり広報活動を行った。

今年度の相談会広報は以下の通りである。

法テラスの日記念相談会

成年後見相談会

法の日司法書士法律相談

労働トラブル110番

賃貸借トラブル・ホットライン

インターネットトラブル・ホットライン

相続登記はお済みですか月間

出会い系サイト・アダルトサイトトラブル110番

イ 対外向け広報

① 司法書士の情報提供ツール配布

昨年度開催した専門学校とのコラボ企画で優秀賞を獲得した司法書士業務内容を双六で表現したうちわを、ゴールデンウイーク期間中、博多駅前のどんたく会場付近にて5日間で6500枚配布した。

うちわを受け取った人々は一様に双六の記載に目を通してくれ、非常に効果的な広報活動であった。

② 当会ホームページ等への利用を目的としたフォトコンテスト

当会ホームページの背景として利用している写真の使用ライセンス更新時期で

あったため、広く市民に司法書士を知ってもらうことを目的として、日常の中に溶け込んだ身近な存在として司法書士をイメージする福岡県内の身近な日常の風景写真をテーマに、フォトコンテストを開催した。

初めての試みであり、テーマ内容が抽象的だったためか、5名から10点の応募があったが、ホームページ背景に採用できる作品には出会えなかった。

③ 高校生による一日司法書士

昨年度、福岡市内の高校生4名に参加いただいた本事業が大変好評だったために、今年度は福岡三支部の協力を得て福岡市内で6名、筑後支部の協力を得て筑後地区で5名の高校生に参加いただいた。

本事業の参加募集終了後、多くの高校より本事業の継続拡大のご意見をいただいた。

④ 司法書士制度140周年記念シンポジウム

今年度は司法書士制度140周年にあたる年であったため、司法書士業務の紹介を目的としたシンポジウムを開催した。

ゲストに、昨年度開催した市民公開講座で好評だった日本司法書士会連合会のイメージキャラクターとなっている人気お笑いコンビ「ロザン」を招き、153名の市民の皆様に参加いただいた。

多くの参加者より、「司法書士業務の事がよくわかった。」との感想をいただいた。

2. 対内広報

今年度も年4回の会報を発行した。

今年度は、新春号を法務局、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所にも配布し、当会の活動内容を外部に発信した。

3. ウェブサイト

今年度行われた各種相談会及び事業をウェブサイトでバナー広告し、タイムリーに情報提供した。

また、昨年度開設した「司法書士ブログ」では、青少年法律講座、一日司法書士、各種相談会等の模様を掲載し、タイムリーに市民へ情報提供した。

4. 有料広告

前年度に引き続き、雑誌「ビッグイシュー」にサポーター団体として登録した。

二 総括

1. 相談会広報について

相談者の多くは広報誌により相談会の情報を得ており、支部広報部の地道な活動の成果であると思われる。特に成年後見相談会では、事前に社会事業部、高齢者・障がい者権利擁護委員会及びリーガルサポートと合同会議を開催し、各部員に効率的な広報活動を担っていただいた。

今後は、関係各所との連携をより深めていき、広報誌同様に関係各所が相談会情報ソースになっていくことを期待する。

2. 対外向け広報について

ア 司法書士の情報提供ツール配布

本企画は私が部長になって初めての試みであり、始める前はどれ位の人が受け取ってくれるか心配だったが、いざ始めてみるとわざわざ我々に近づき、うちわを貰う人もいて、瞬く間に予定していた在庫がなくなった。

今後は、どんなに限らず、いろいろな地域のお祭り等でも利用できる広報手段である。

イ 当会ホームページ等への利用を目的としたフォトコンテスト

今回は開催時期の問題もあり、予想していたような成果は現れなかったが、本企画は費用負担が少ない割に、写真愛好者という今までとは違う視点で、司法書士の存在をアピールできる広報手段である。

今後も継続することで、コンテストテーマも徐々に浸透していくと思われ、また、応募いただいた作品をホームページ以外に会報等別のものにも利用できるという効果も期待される。

ウ 高校生の一日司法書士

本企画は前年度に続き二度目の企画であった。前年度の経験を活かし、受入人数を増やすために福岡地区と筑後地区の2箇所で開催し、参加した高校生達は一様に満足した様子であった。

本企画は広範囲な広報効果は望めないが、参加した高校生やその家族並びに学校に対し、深く浸透する広報である。

今後は、開催地域を増やし、より多くの高校生を受け入れ、継続していきたい広報手段である。

エ 司法書士制度140周年記念シンポジウム

前年度、北九州市で開催した市民公開講座の経験を活かし、福岡市の電気ビル「共創館」という立派な施設で司法書士制度140周年記念の名に恥じぬシンポジウムを開催することができた。参加者からも好評を得たが、広報手段としてSNSをより有効活用した方が良かったのではないかとの意見も多くいただき、今後の広報手段の在り方を考えさせられる企画であった。

3. 会報発行について

昨年度に続き、年4回発行した。特に新春号では、法務局局長、地方裁判所所長及び家庭裁判所所長に新年のご挨拶をお願いしたが、スケジュールの都合上、法務局局長のみとなった。しかし、これをきっかけに、数年ぶりに会報を各法務局、裁判所、家庭裁判所にも配布することができた。

今後も、当会事業の外部広報を目的として、年1回を目処に、各法務局、裁判所、家庭裁判所に留まらず、市区町村役場や教育機関等に配布していきたい。

4. ウェブサイトについて

今年度の広報活動において、従来のマスメディア以上にインターネットの活用の重要性を感じた。

当会ホームページはインターネット上における当会の顔であるが、近年の情報過多による見辛さは否めない。そこで、デザインをリニューアルし、トップ画面をより見やすいものにするとともに、今年度以上にブログ、フェイスブックを活用していきたい。

5. 最後に

今年度も各事業に多くの会員が参画され、それぞれが司法書士制度の広告塔の意識を持って執務に励まれ、多大な広報活動に寄与いただいたことに感謝申し上げます。

研修部

研修部長 奈良田 真作

昨年度、当会会員の研修単位履修率は全国1位だった。全国的に比較的規模の大きな900名に迫るうとする当会が、96.9%という履修率を記録したことを日本司法書士会連合会は成功例とし、その取り組みについてヒアリングを受けた。ここ数年の研修単位履修義務化に始まり、その運用について諸規則の整備並びに会員の研修単位履修に対する意識向上がそのような結果をもたらしているものと思われる。全国的には、会員に義務を課している単位会は数単位会に止まっているが、司法書士制度をはじめとするいわゆる専門家を取り巻く環境を考えれば、今後もこの流れは続くものと考えられる。当会は、その先駆けとなっている単位会の一つである。

【業務研修会】

第1回及び第2回においては、重要テーマを元にした研修会を企画実施した。第1回においては、ベッドサイド相談にも見られるように、全国的にも先駆けとなっている事業であり、関係機関からも注目を浴びている。アンケート結果を見ると、業務研修会として取り上げる事に対して賛否両論であったが、本事業は、その後着々と展開を見せており。第2回は、相談業務を題材とした基礎研修を取りあげた。コミュニケーションの重要性、相談技法を意識すること、自身の相談業務のあり方を再確認できたことなど、今後の業務につなげることが出来るような意見が多くみられた。

第3回は、平成25年1月1日施行の家事事件手続法と、施行後10年目を迎えるとしている司法書士法施行規則第31条業務について、現時点での法解釈と他士業との比較を行った。本業務については、倫理上の論点があり、この点については研修内容に盛り込むことが出来なかったので、次年度以降の検討課題としたい。

【九州大学司法研修】

昨年度に引き続き、今年度も業務に関連する内容で開催した。前半は、司法書士の業務の中で一番多いと思われる相続に関する研修を取りあげた結果、九州ブロック内の単位会からも多数の参加者があった。後半では憲法を取りあげた。研修テーマについては毎年考えどころであるが、原点に立ち返り、もう一度その意義とそれに基づくテーマ選定が必要であると考えられる。

【年次制研修】

昨年と同様の手法で開催した。当会では各支部の協力の下で研修会の運営を行っており、改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げたい。実は当会の運営手法は、全国的に見れば特殊である。通常は各単位会とも1回の開催のみで、受講チャンスは1度切りであるが、当会は、県下で6支部で開催されている結果、所属支部で都合がつかない場合は他支部での受講も可能としている。今後も当面この運用で実施されるものと思われる。

【その他】

別途研修企画として、昨年同様、年度末集中セミナーを開催した。時期的なものが影響したのか受講申込数は定員を超えて大盛況ではあった。しかし、研修運営に携わる側としてはなんとなく寂しさを感じる部分もあった。次年度以降は開催するかどうか、改めてその是非を検討しなければならないと感じている。

また、登録 5 年未満の会員を対象とした研修会を 2 回開催した。「実践！不動産登記実務研修」と題し、改めて司法書士の主たる業務に位置づけられる不動産登記業務について、典型的な事例を元に、講師の豊富な経験と知識に裏付けられた実りある講義を各 2 時間開催した。運営方法については、新たな試みとしてストリーミング配信による研修を実験的に行った。具体的には、筑後支部事務局と北九州支部事務局の 2 箇所において、研修映像と音声を同時配信した。特段混乱や映像音声の乱れもなかった。今回の例をもとに、更に次年度以降も試行を積み重ね、これが安定的に供給できるようになれば、今後の業務研修を含めた研修事業のあり方が大いに変わるものと思われる。

平成 24 年度業務研修会報告

① 第 1 回業務研修会（4／14）

テーマ 第 1 部：自死問題と司法書士

第 2 部：自殺予防に関する基礎知識

第 3 部：パネルディスカッション

『「生きるを支える」ためにすべきこと』

講 師 第 1 部：木下浩会員（兵庫県会）

第 2 部：衛藤暢明医師（福岡大学病院精神神経科）

第 3 部：木下浩会員、衛藤暢明医師、濱田なぎさ会員

出席者 第 1 部 124 名 第 2 部 123 名 第 3 部 111 名

会 場 九州ビル

② 第 2 回業務研修会（8／4）

テーマ 第 1 部：相談業務の注意点

第 2 部：法律相談の基礎

講 師 第 1 部：芳司英樹会員

第 2 部：李漢彦会員

（日本 NLP 総合研究所認定：NLP プラクティショナー）

出席者 第 1 部 281 名 第 2 部 268 名

会 場 九州ビル

③ 第 3 回業務研修会（1／19）

テーマ 第 1 部：家事事件手続法の概説、財産管理の実務

第 2 部：司法書士法施行規則第 31 条業務

講 師 第 1 部：鵜池隆喜 家事次席書記官（福岡家庭裁判所）

第 2 部：工藤克彦会員（大分県会）

出席者 第1部 255名 第2部 240名

会 場 福岡商工会議所

ほか

第1回 実践！不動産登記実務研修（2／19）

テーマ 不動産売買の流れについて～受任・事前準備・決済・事後処理～

講 師 本多寿之会員

出席者 45名（福岡31名、筑後4名、北九州10名）

会 場 会館 筑後支部事務局 北九州支部事務局

第2回 実践！不動産登記実務研修（3／19）

テーマ 抵当権設定登記の流れ～銀行等との打合せから手続完了まで～

講 師 木戸孝充会員

出席者 49名（福岡37名、筑後4名、北九州8名）

会 場 会館 筑後支部事務局 北九州支部事務局

年度末集中セミナー（3／23）

テーマ 「年度末集中セミナー～倫理を含んで4単位～」

講 師 安河内肇会員、岩下透会員、一瀬篤志税理士

出席者 116名

会 場 天神ビル

平成24年度九州大学司法研修報告

① 第1部九州大学司法研修講座（9／22）

テーマ 法定相続・遺産分割

講 師 七戸克彦教授

出席者 101名（うち他県会18名）

会 場 電気ビル

② 第2部九州大学司法研修講座（9／23）

テーマ 遺言・その他の意思表示に基づく財産承継

講 師 七戸克彦教授

出席者 96名（うち他県会16名）

会 場 電気ビル

③ 第3部九州大学司法研修講座（2／16）

テーマ 会社法における機関

講 師 上田純子教授

出席者 46名（うち他県会10名）

会 場 電気ビル

④ 第4部九州大学司法研修講座（2／17）

テーマ 憲法「国民の裁判を受ける権利」

講 師 赤坂幸一准教授

出席者 27名（うち他県会6名）

会 場 電気ビル

社会事業部

社会事業部長 濱田 なぎさ

本年度の社会事業部事業で特徴的なこととしては、新規相談会開設と7月に発生した九州北部豪雨災害の被災者支援相談会開催が上げられる。

特に、九州北部豪雨災害への対応については、筑後支部を中心に、相談員の皆様に迅速できめ細やかな支援活動を行って頂いたことに、心から感謝申し上げたい。

限られた予算の中で社会問題に対して臨機応変に対応していくことについては、工夫が必要で難しい面もあるが、会員及び事業運営を支えて頂いている事務局の皆様のご理解・ご協力を得ながら、次年度も地域に根ざした活動を進めていくとともに、新たな活動も推進していきたい。

1. 相談事業

(1) 司法書士総合相談センター事業

司法書士総合相談センターは、当会の相談事業の中核として、各支部に設置し、相談事業の企画運営を行っている。事業内容は、司法書士紹介システム、夜間電話相談、行政機関等への相談員派遣、巡回法律相談等と多岐にわたる。

今年度の運用状況であるが、相談件数は、昨年に統いて全体的に減少している。特に、紹介システムの減少率が電話相談より大きいことや、北九州総合相談センターのデータが顕著だが、電話相談と紹介システムがまったく連動していないことがとても気になる。相談センター事業を、いかに実際の会員の業務に繋げていくかということは重要な事であると思われる所以、夜間電話相談のあり方も含めて課題を検討していきたい。

相談内容としては、夜間電話相談、行政機関等への派遣相談等では、不動産登記、家事事件、民事一般が多く、多重債務は少ないが、紹介システムだけは多重債務が相対的には依然として多い。これは、不動産登記相談等について相談需要はあるが、具体的な事件受託に繋がっていないことを伺わせる。登記相談については、法務局で行われている窓口相談において、大規模な法務局では1日100件近くの相談が寄せられるところもあるようなので、司法書士が登記の専門家であることを適切に案内していく事も含めて、特に対策を強化していきたい。

登録相談員数についても、会員数が増加しているにもかかわらず登録相談員数が減少していることは、当会全体の問題として改善を図っていかなければならないと考える。

相談センターの運営に関しては、平成24年7月にマニュアル等の記載内容を改訂し、12月には夜間電話相談において継続相談を可能とする運用変更を行った。相談員マニュアルについては、重複部分を整理してコンパクトな分量となったので、まだ目を通されていない登録相談員の方は、必ず一読頂くようお願いしたい。

この他、相談センター事業がより円滑に運営されるべく、悪質商法等特定事案に対する相談員、筑豊京築総合相談センターへの支援相談員、災害支援相談員の名簿を整備した。

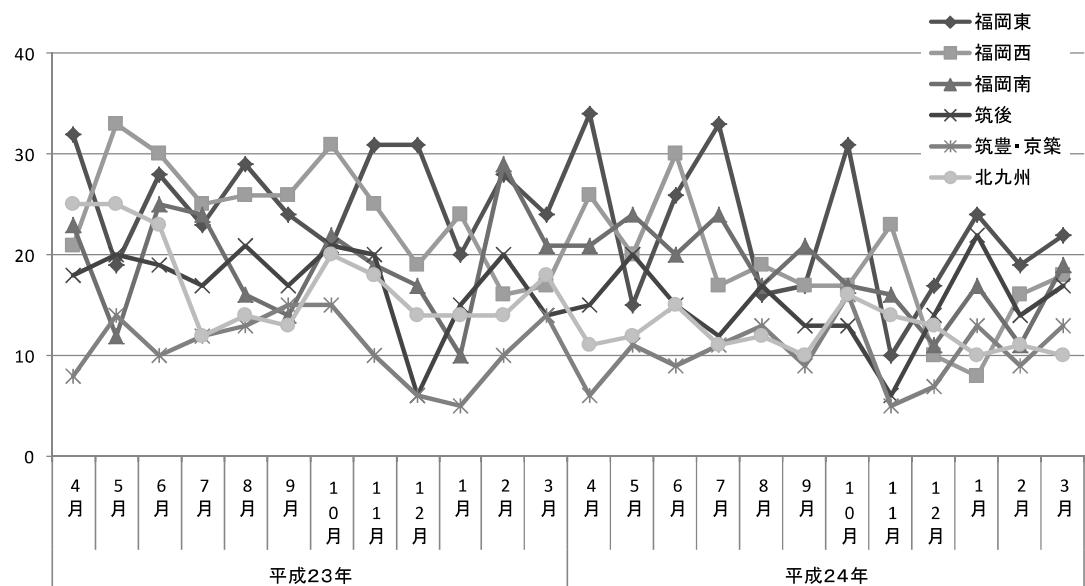
【司法書士総合相談センター 登録相談員数】 ※相談員数は休止含む

		福岡東	福岡西	福岡南	筑後	筑豊・京築	北九州	全体
登録相談員数	平成23年度	86名	72名	95名	76名	41名	95名	465名
	内 多重債務相談登録	69名	65名	69名	46名	22名	66名	337名
	平成24年度	87名	67名	104名	71名	39名	94名	462名
	内 多重債務相談登録	69名	56名	75名	45名	21名	66名	332名
登録率		44.6%	44.3%	56.5%	57.7%	60.0%	57.3%	52.4%

【司法書士総合相談センター 紹介システム・電話相談・面談相談 相談件数】

		福岡東	福岡西	福岡南	筑後	筑豊・京築	北九州	全体
紹介システム	平成23年度	310件	293件	232件	208件	132件	210件	1385件
	平成24年度	264件	221件	218件	178件	122件	145件	1148件
電話相談	平成23年度	417件	274件	399件	207件	203件	821件	2321件
	平成24年度	381件	273件	350件	225件	194件	794件	2217件
面談相談	平成23年度				13件		1件	14件
	平成24年度						1件	1件

【司法書士総合相談センター 紹介システム 相談件数推移】

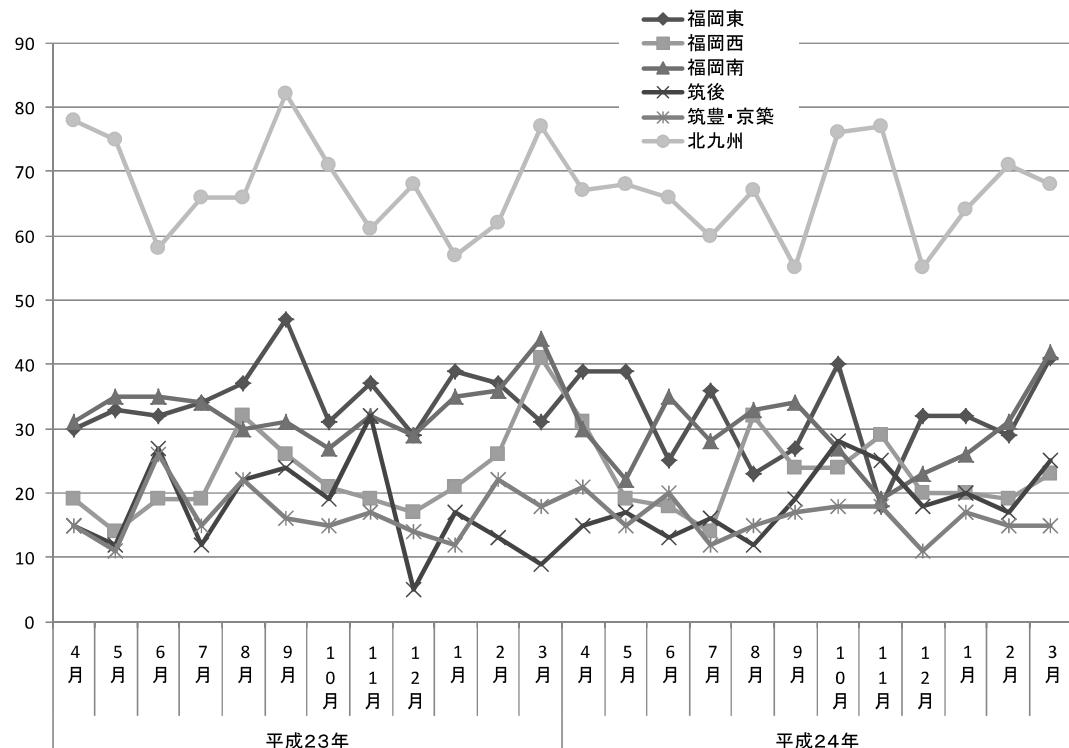


福岡東	32	19	28	23	29	24	21	31	31	20	28	24	34	15	26	33	16	17	31	10	17	24	19	22	
福岡西	21	33	30	25	26	26	31	25	19	24	16	17	26	20	30	17	19	17	17	23	10	8	16	18	
福岡南	23	12	25	24	16	14	22	19	17	10	29	21	21	24	20	24	17	21	17	16	11	17	11	19	
筑後	18	20	19	17	21	17	21	20	6	15	20	14	15	20	15	12	17	13	13	6	14	22	14	17	
筑豊・京築	8	14	10	12	13	15	15	10	6	5	10	14	6	11	9	11	13	9	16	5	7	13	9	13	
北九州	25	25	23	12	14	13	20	18	14	14	14	18	11	12	15	11	12	10	16	14	13	10	11	10	
全体	127	123	135	113	119	109	130	123	93	88	117	108	113	102	115	108	94	87	110	74	72	94	80	99	
	1385													1148											

【電話相談会開催曜日】

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
北九州	福岡東	筑豊・京築	福岡西	福岡南
	筑後		北九州	

【司法書士総合相談センター 電話相談 相談件数推移】



福岡東	30	33	32	34	37	47	31	37	29	39	37	31	39	39	25	36	23	27	40	18	32	32	29	41
福岡西	19	14	19	19	32	26	21	19	17	21	26	41	31	19	18	14	32	24	24	29	20	20	19	23
福岡南	31	35	35	34	30	31	27	32	29	35	36	44	30	22	35	28	33	34	27	19	23	26	31	42
筑後	15	12	27	12	22	24	19	32	5	17	13	9	15	17	13	16	12	19	28	25	18	20	17	25
筑豊・京築	15	11	26	15	22	16	15	17	14	12	22	18	21	15	20	12	15	17	18	18	11	17	15	15
北九州	78	75	58	66	66	82	71	61	68	57	62	77	67	68	66	60	67	55	76	77	55	64	71	68
全体	188	180	197	180	209	226	184	198	162	181	196	220	203	180	177	166	182	176	213	186	159	179	182	214
	2321												2217											

(2) 東日本大震災・原発事故被災者支援

平成23年4月より電話相談を中心に支援を行ってきた本事業であるが、日司連電話相談事業の終了とともに、当会での常設の相談会は終了した。ただ、被災者の方々に対しては、今後も様々な継続支援が必要かと思われる所以、当会でも相談センターを中心として、福岡県内にお住まいの被災者の方々の支援を今後も続けていきたい。

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員・支援要員数	相談件数
4月1日 ～8月31日	東日本大震災電話相談	電話	延べ39名	15件

(3) 九州北部豪雨災害被災者支援

平成24年7月に九州北部地方において豪雨災害が発生したが、これにより福岡県内、特に筑後地方においては甚大な被害が生じた。そこで、当会では東日本大震災等でこれまで行ってきた災害支援のノウハウを活かし、災害発生直後から支援活動を開始した。

相談会の開催方法としては、同じ被災地でも地域的に被災規模・自治体の支援状況等が異なることから、各地の実情に応じた支援を行えるように地元密着型で行うこととし、54名の登録相談員を、地区別に6チームに分け、各チームが独自企画で相談会を開催する形で行った。登録相談員以外にも近隣のベテラン会員の方にも声かけを行い、お手伝い頂いた。

また、本相談会では互いに被災者である隣接者間のトラブル相談が寄せられることも想定し、相談会場にはADR調停委員が待機することとしたり、移動が不自由な高齢者等からの相談に対応すべく自宅訪問型の相談会を行う等、相談者の立場にたった独自の工夫を行った。

尚、相談会開催にあたっては、筑後支部の皆様に行政機関や他士業との連携について精力的な働きかけを行って頂いたり、福岡県青年司法書士協議会の皆様に被災地視察、研修会準備等でご尽力頂いた。そして、相談会開催費用に関しては日司連市民救援基金より支援頂いたことで、これほどの規模で行うことができた。多くの皆様のご協力に、改めて感謝申し上げたい。

【相談会】

日付	相談会場	形式	相談員・支援要員数	相談件数
7月28日	八女市 被災地巡回視察・相談 (長野公民館、下名公民館、山下公民館)	面談	4名	-
8月4日	八女市 被災地巡回視察・相談 (椿原公民館・左手上公民館)	面談	4名	-
8月25日	城島農村環境改善センター	面談	7名	3件
8月26日	新川公民館、小塩公民館	面談	4名	18件
8月26日	田篠公民館、妹川公民館	面談	4名	8件
9月1日	懿城公民館、杷木地域生涯学習センター	面談	8名	7件
9月1日	八女市星野支所	面談	8名	3件
9月5日	柳川市三橋庁舎	面談	5名	3件
9月12日	みやま市本郷コミュニティセンター	面談	7名	5件
9月14日	八女市上陽公民館	面談	6名	1件
9月14日	八女市東公民館	面談	6名	3件
9月15日	大木町子育て交流センター	面談	3名	1件
9月15日	八女市黒木町笠原集会所	面談	7名	4件
9月15日	八女市北山コミュニティセンター	面談	3名	0件
9月20日	柳川市大和庁舎	面談	5名	0件
9月26日	柳川市三橋庁舎	面談	5名	0件

日付	相談会場	形式	相談員・支援要員数	相談件数
10月16日	大木町役場	面談	4名	1件
10月18日	柳川市大和庁舎	面談	4名	3件
10月20日	杷木地域生涯学習センター	面談	6名	4件
10月21日	うきは市生涯学習センター	面談	6名	2件
10月22日	大川市役所	面談	5名	2件
10月24日	柳川市三橋庁舎	面談	5名	4件
10月26日	広川町健康保健センターはなやぎの里、長野自治公民館	面談	5名	5件
10月27日	八女市星野支所	面談	4名	1件
10月27日	八女市黒木町笠原集会場、八女市社協ふじの里	面談	5名	3件
11月8日	柳川市三橋庁舎	面談	4名	3件
11月13日	柳川市社会教育集会所	面談	4名	1件
11月14日	柳川市大和庁舎	面談	4名	3件
11月19日	みやま市瀬高町本郷地区の相談者の自宅	面談	2名	1件
11月21日	みやま市瀬高町本郷地区の相談者の自宅	面談	2名	2件
12月10日	田篠公民館	面談	4名	1件
12月17日	新川公民館	面談	4名	1件

【研修会】

7月31日	19:00 ~ 21:00	筑後市勤労者家庭支援施設	受講者数 46名
九州北部豪雨被害相談対策勉強会			
講師 渡邊慎一郎会員、森部光一会員、手嶋竜一会員、宇戸利恵会員、柿木高紀会員			
9月25日	18:30 ~ 20:30	筑後商工会館	受講者数 33名
第2回 九州北部豪雨被害相談勉強会			
講師 富永真博会員、緒方剛会員、早木信行会員			

(4) 各種相談会開催

下記の通り、本年度も各種相談会を開催した。

成年後見相談会及び法の日相談会については、相談件数の減少を考慮して半日開催とした。また、広報面については、広報部と協議の上、有料広告による一過性の相談件数増ではなく、通常の相談センター事業に繋がるように、各窓口に足を運んでいただき、相談会の案内はもとより司法書士制度のお話しもして頂くというような顔が見える形での広報を心がけて頂いた。

各地で特色ある相談事業を推進して頂く為に、県会で予算立てて支部でオリジナル相談会を企画実施して頂くという事業については、北九州支部より企画提案して頂き登記相談会が開催された。

この他、今年度は、市民の多様化したニーズに寄り添った事業を行うべく「訴状等作成支援相談会」「賃貸借トラブルホットライン」「インターネットトラブルホットライン」という常設の相談会を新たに開設した。軌道に乗れば、ゆくゆくは各相談センターで取り組んで頂ければと考えている。

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員・支援要員数	相談件数
8月3日	全国一斉司法書士無料相談(各事務所)	面談		5件
		電話		3件
9月8日	司法書士による成年後見相談会	面談	35名	37件
10月6日	法の日司法書士法律相談会	面談	102名	138件
		電話	8名	10件
2月	相続登記はおすみですか月間			17件
2月16日	登記無料相談会(北九州支部企画)	面談	6名	21件

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員数	相談件数
週2回 8月7日～	訴状等作成支援相談会	面談	24名	36件
週2回 9月4日～	日司連電話相談センター	電話	43名	447件
週1回 12月3日～	賃貸借トラブルホットライン	電話	23名	43件
週1回 12月5日～	インターネットトラブルホットライン	電話	21名	6件

【派遣相談会】

日付	相談会名	形式	相談員・支援要員数	相談件数
福岡市各区役所 月1回	福岡市市民相談室	面談	延べ84名	394件
福岡・北九州 各月1回	九州管区行政評価局総合行政相談所	面談	延べ24名	84件
6月2日	専団連 共同相談会(4地区)	面談	半日28名・終日12名	93件
9月8日	専団連 共同相談会(福岡)	面談	半日10名・終日2名	20件
9月23日	全国一斉！法務局休日相談所	面談	半日10名・終日7名	57件
10月11・18・26日	行政評価局 一日合同行政相談所	面談	半日8名	25件
11月5～9日	福岡県 多重債務無料相談ウィーク	面談	相談員申出 50名	2件
12月8日	専団連 共同相談会(福岡)	面談	半日10名・終日2名	33件

2. 関係機関との連携強化・推進

例年どおり、福岡県多重債務問題協議会、九州管区行政評価局等関係機関との連携を図るとともに、新たなネットワークの構築にも努めた。

苦情処理委員会

委員長　山　本　人　司

(1) 委員会の目的

当委員会は、会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な指導および指示を与えてこれを処理することを目的としている。

(2) 委員会の判断基準

苦情に対する委員会の判断基準は、司法書士法、福岡県司法書士会会則、司法書士倫理等に照らし「司法書士として業務の遂行が適正に処理されたかどうか」である。したがって、具体的な苦情事案に対しては、当委員会において苦情申立人及びその相手方から事情を聴取した上で、不適切な業務を行ったと思われる会員には業務の改善を求めることになる。

(3) 近年の苦情件数

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
39件	44件	32件	31件	29件

(4) 委員会開催日及び苦情事案取扱件数

第1回	平成24年	4月26日	4件	左記委員会開催日の ※印は、WEB(テレビ)
第2回	平成24年	5月22日	0件	
第3回	平成24年	6月26日	5件	会議で行った日である。
第4回	平成24年	7月24日	2件	
第5回	平成24年	9月25日	3件	
第6回	平成24年	10月23日	1件	
第7回	※平成24年	11月27日	1件	
第8回	平成24年	12月25日	4件	
第9回	※平成25年	1月29日	2件	
第10回	※平成25年	2月25日	3件	
第11回	※平成25年	3月26日	0件	
			合計25件	

(5) 苦情の傾向

当委員会で取り扱う件数は、平成21年をピークに減少傾向にある。各会員の自覚と努力の成果とおもわれる。最近の苦情の原因は「支払った報酬があまりに高い。」というものが目につくようである。

非司法書士対策委員会

委員長 上 西 哲 博

平成24年度の当委員会の活動について、下記のとおり報告する。

1. 委員会の運営

当委員会は、7名の委員により運営を行った。

平成24年度に開催した会議は、7回である。

2. 活動の内容について

当委員会は、司法書士の業務範囲を念頭に、他士業の動向を調査しつつ具体的な違反事件の調査、情報収集をしてきた。そして、無資格者による司法書士法違反業務のおそれがある事案につき、本年度は11通の質問書を送付した。他士業者の中で特に目立つのは行政書士によるものである。ホームページで誤解を招く表現があつたこと、マスコミにより登記申請を複数回行い逮捕されたことが報道されたことといったことからである。

また、司法書士の業務範囲を考えていく中で、職域の問題は考えざるをえない部分であった。どのような業務が司法書士の業務なのかは、非司法書士問題を考える上で最も必要なことであった。自らの業務を考えいくと、必然的に他士業のことも考えざるを得ない。しかしながら、委員会の目的規定との兼ね合いから、業際問題についても深く考えていくには、当委員会の規定も変える必要があるとの認識にいたり、理事会に建議した。

最後に、以前より司法書士、土地家屋調査士以外の者が、業として登記に関与できないようにするための注意書を法務局で掲示するように目指してきたが、文書で「司法書士でない者が代理して登記申請することを禁ずる」と福岡県内の各法務局に掲示されたことは大きな成果であった。

司法書士総合研究所

所長 大部 孝

総合研究所は、司法書士の職能に関する諸制度並びに法令について、その調査研究を行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的として設置された。

今年度は、家事事件手続法の施行に伴い家事問題研究会を開いた。

他の研究会においても、主任研究員をはじめ各研究員の幅広い知識集約など研究に取り組んで頂いた。各研究会の報告概要は、以下の通りであるが、各研究会より提出頂いている研究報告書のうち、会員に情報提供できるものは別の機会に行う予定である。

なお、今年度、会長より諮問を受けて設立された研究会は以下の通り。

不動産登記研究会/債権法研究会/商業・法人登記研究会
訴訟代理研究会/司法書士法改正検討研究会/家事問題研究会

不動産登記研究会

主任研究員 江上 隆

「民法改正に伴う不動産登記」をテーマに研究会を開催した。

民法改正につき債権関係部会から「中間的な論点整理」が公表され、論点整理を踏まえた実質的な改正審議の結果、法制審議会民法（債権関係）部会が今年の2月26日に中間試案を決定した。今回の契約法（債権関係）の大改正が不動産登記等の手続にどのような影響を与えるのか—例えば登記原因証明情報の内容の見直しなど—検討しなければならない課題は数多くあると思われる。そこで、今年度については、民法改正の全体像を検証しつつ、いくつかのテーマに絞り検討した。

- ・ 94条2項…要件を「善意」とするか「善意無過失」とするかについて
- ・ 危険負担の移転時期…危険負担の移転時期を登記の時とする案について
- ・ 対抗要件具備行為の詐害行為取消権について…金融機関のいわゆる登記留保について
- ・ 転用型の債権者代位権…強制執行等における前提の代位の登記の無資力要件について
- ・ その他。また、2月26日に決定されたばかりの中間試案により、より具体的な登記手続きへの影響の検討が行えることに加え、今回の改正にとどまらず民法改正は継続していくものと予測され、検討する必要のある課題は更に増加するものと思われる。

債権法研究会

主任研究員 小原俊治

当研究会では、民法（債権関係）の改正に関する検討事項、債権法改正の基本方針及び法制審議会議事録を主な資料として、以下のテーマを研究した。

また、研修会テーマとして①詐害行為取消権②売買③消費貸借のレジュメ作成中であり、本年度、福岡東支部において詐害行為取消権の研修会講師を担当した。

- ・債務不履行による損害賠償
- ・解除　・弁済　・相殺　・更改　・免除　・約款

商業・法人登記研究会

主任研究員 尾方宏行

会社法が施行されて、早いもので5年経過し、商業登記実務もある程度定着してきたように思われる。しかしながら、企業を取り巻く環境は日々変化しており、これに対応するべく企業法務分野における情報も日々更新されているところである。我々司法書士がよりよい企業の支援者となるべく、最新の情報を取得する必要があることはいうまでもないが、会員各人ににおいて最新の情報を取得するのは困難でもあり、また、関東や近畿地方と比べると実際の実務の件数も少なく実務レベルからの情報取得も難しいのが現状である。そこで、当研究会の本年度の活動方針は、最新の会社法・商業登記実務について、会員に研究成果を発表することを目的として、最新の会社法・商業登記の情報を積極的に取得し、これをさらに研究会内で議論し研究することとした。今年度は、昨年度からの作業を引き継ぎ、研修会における研究成果の発表を目標としていたが、福岡東支部主催の研修会において、当研究会の研究成果（種類株式）を発表することとなった。なお、当研究会の研究成果については、引き続き各支部からの講師派遣要請に備えており、次年度においても各支部からの講師派遣要請があれば、それにこたえる準備を行っている。

【研究成果物】・組織再編（特に合併）・種類株式・商業登記全般・会社計算規則の基礎

訴訟代理研究会

主任研究員 木崎正亮

当研究会では、前年度に引き続き「司法書士の専門分野の拡大」を念頭に、司法書士が交通事故事案に関する法律等相談を受け、その事案の解決に必要となる司法書士制度、民事訴訟制度、各種保険制度等に潜む諸問題や法的専門知識・技術等について、事例検討の方法により研究等を行った。

また、本年度は、研究成果の会員へのフィードバックの一環として筑豊支部において交通事故をテーマに研修会を行った。

なお、主な研究内容等は、以下のとおり。

- ・事例報告及び事例検討
 - (事例：小型特殊自動車と普通4輪自動車との物損事故)
 - (事例：普通4輪自動車と普通タクシーとの物損事故)
- ・福岡簡易裁判所における訴訟・調停事件の同時進行プログラムに関するアンケート調査の実施
- ・筑豊支部研修会への講師の派遣

司法書士法改正検討研究会

主任研究員 山下祐一

当研究会は、将来における司法書士法改正を見据えながら、司法書士法（現行法）、司法書士法改正大綱（日司連）などに関する分析及び検討並びに意見の提言を活動内容としている。現在は「業務範囲」及び「懲戒制度」を主要な研究対象としているところであるが、これらのうち今年度は下記のテーマについて研究会を開催した。

- ① 「司法書士法改正大綱」の概観
- ② 登記関連業務に関し、本人確認等義務の根拠、取引立会いの法的性質など
- ③ 法律書類作成業務に関し、先例及び通達、裁判例、他士業法との関係など
- ④ 財産管理等業務（司法書士法施行規則31条）に関し、対象及び範囲、留意点、他士業法との関係など
- ⑤ 裁判所提出書類作成業務に関し、過去の裁判例における弁護士法違反行為の事実認定など

懲戒制度については、今後研究を進めていく予定である。

家事問題研究会

主任研究員 原 口 智 吉

※家事審判法を全面的に改めた家事事件手続法が本年1月に施行され、実務への影響等について研究し、今後の家事事件関与の模索や業務の質向上に資するために設置（平成24年9月）。

1 研究報告

- ・今後の研究テーマ等の検討・家事事件手続法第1編総則の研究
- ・家事事件手続法第2編第1章の研究・今後の研究方針の議論

2 今後の研究について

当研究会においては、上記のとおり、家事事件手続法について主にその条文を対象として全体的な法律体系や家事審判法等からの改正点を把握できるよう研究を行ってきた。

当初は、成年後見に関する審判事件や遺言に関する審判事件等各種審判事件等においてもまずは条文より研究を行っていくことを予定していたが、条文のみでは全体的な法律体系や家事審判法等からの改正点を把握するという作業は時間を要すると考え、司法書士業務と関連性が深いと考えられる遺産分割をテーマに事例を設定し、全体的な法律体系や家事審判法等からの改正点を把握する予定にしている。

消費者問題対策委員会

委員長 及川修平

第1 はじめに

本年度は、昨年に引き続き、関係他団体との連携強化を図り消費者問題に関する情報を広く収集するとともに、その中で得られた情報を基に、インターネットトラブルや高齢者の消費者被害等に焦点を当てて活動を行ってきた。

第2 具体的な事業活動

1. 高齢者の権利を守る悪質商法対策と成年後見セミナーの開催

高齢者を狙った悪質商法が跋扈する等高齢者を取り巻く生活環境が悪化している現状に鑑み、その予防及び改善を図るべく、高齢者やその家族、行政担当者等を対象に以下のとおり標記セミナーを開催した。

日 時：平成24年6月10日（日）10時30分～15時00分

場 所：アクロス福岡

共 催：福岡県

テーマ：第1部 認知症と地域の関わりについて

講師 大谷るみ子福岡県高齢者グループホーム協議会会長

第2部 悪質商法について

講師 木津圭太郎会員

第3部 成年後見制度について

講師 櫻井菜穂子会員

参加者：高齢者及びその家族並びに行政担当者等合計78名

また、関係機関との連携強化を図る目的で、本セミナー終了後、事例検討会を開催し、行政担当者等28名の方にご参加頂いた。

2. 多重債務研修会開催

個人再生委員の選任を要しない名簿への登載要件となる研修会として、以下の内容にて多重債務研修会を開催した。

（1）破産申立手続及び個人再生申立手続の基礎

日 時：平成24年7月6日（金）18時00分～20時00分

場 所：都久志会館

講 師：川崎寛季会員、島田直明会員

参加者：100名

(2) 破産事件における注意点、改定版・新書式の留意点及び法テラスの利用について

日 時：平成25年2月15日（金）18時30分～20時30分

場 所：都久志会館

講 師：宮原書記官、柏原書記官（福岡地方裁判所第4民事部破産係）

坂田亮平会員

参加者：102名

3. 消費生活センターとの合同勉強会

福岡県における消費者被害の現状を知るとともに、司法書士がその受け皿となれるよう、以下のとおり消費生活センターと合同で勉強会を開催した。

日 時：平成24年9月8日（土）10時00分～12時00分

場 所：福岡市健康づくりセンターあいれふ

内 容：賃貸借契約にまつわる紛争解決について

参加者：全相協登録相談員52名

コーディネーター：及川修平会員

4. インターネットトラブルQ&Aの掲載

インターネットの普及に伴い、出会い系サイトや架空請求詐欺等が多発している現状に鑑み、広く市民に注意を促すとともに、司法書士がそのトラブル解決の担い手であることを周知する目的で、当会のホームページに「インターネットトラブルQ&A」を掲載した。

5. 出会い系サイト・アダルトサイトトラブル110番

4に記載した現状に鑑み、以下のとおり相談会を開催した。

日 時：平成25年3月17日（日）10時00分～16時00分

場 所：会館

相談員：9名

相談数：9件

なお、上記相談会を開催するにあたり、以下のとおり事前研修を開催した。

日 時：平成25年3月8日（金）18時00分～21時00分

場 所：電気ビル共創館

テーマ：第1部 出会い系サイト・アダルトサイトトラブルの現状について

講師 山田泉会員

第2部 クレジットカードの仕組みについて

講師 櫻井菜穂子会員

参加者：72名

6. 福岡地方裁判所破産係、個人再生係との協議

裁判所と司法書士が事件を円滑に処理し、もって市民の利益に資する目的で、破産事件及び個人再生事件の運用や注意点等について確認するため、福岡地方裁判所破産係及び個人再生係と協議を行った。

日 時：平成24年11月29日（木）16時00分～16時40分

場 所：福岡地方裁判所

参加者：及川修平会員、櫻井菜穂子会員

宇佐美主任書記官（破産再生係統括）

宮原主任書記官（自然人・管財事例担当）

松岡主任書記官（個人再生係主任書記官）

柏原書記官（同時廃止事例担当）

専門職連絡委員会

担当幹事 本田 昇

福岡県専門職団体連絡協議会「専団連」は、福岡県内の社会保険労務士会、弁護士会、公認会計士協会北部九州会、九州北部税理士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、行政書士会と司法書士会の8団体で構成され、業界ネットワークを構築し、市民のためのトータル・サービスを目指している。

【本年度事業】

1. 第22回定期大会

日 時：平成24年9月12日（水）午後3時から午後5時15分まで

場 所：ホテル日航福岡

大会次第

(1) 第一部 定期大会 *当番会：福岡県不動産鑑定士協会

(2) 第二部 講演会 『金融円滑化法終了後に変わる事業再生市場と事業再生手法
～政治の混迷、経済政策の低迷で六重苦に悩む企業を本当に救えるのか～』

講 師 立川 昭吾 氏（株式会社T S Kプランニング 代表取締役）

2. 新規会員による交流会

日 時：平成24年4月5日（水）開催

場 所：てら岡 春駒店 参加99名

※今年度初めての試みとして、各士会の新規（若手）会員を対象とした交流会を実施した。第1部（60分）では、専団連の意義や活動内容を知っていただくためのガイダンスを行い、第2部（120分）では全体で懇親会を行ったが、参加した若手会員には好評で「他士業の先生と初めて色々話が出来て良かった」等の感想も多く、大いに盛り上がった。

3. 第16回親睦囲碁大会

日 時：平成24年6月30日（土）開催

場 所：日本棋院九州本部 参加30名

4. 第18回総士会親善ゴルフ大会

日 時：平成24年9月22日（土）開催

場 所：ザ・クラシックゴルフ倶楽部 参加53名

5. くらし・事業なんでも相談会

(1) 4地区合同相談会・・・・相談者212名

平成24年6月2日（土） 下記4会場にて実施
①あいれふ 10階講堂 ②北九州市商工貿易会館2階
③久留米市役所3階会議室 ④イイヅカコミュニティセンター2階

(2) くらし・事業なんでも相談会・・・・相談者67名

平成24年9月8日（土） 「あいれふ」にて実施

(3) くらし・事業なんでも相談会・・・・相談者83名

平成24年12月8日（土） 「あいれふ」にて実施

6. 理事会・幹事会合同会議

(1) 第1回専団連理事会・第1回幹事会合同会議

平成24年8月8日（水） 福岡商工会議所にて開催

(2) 第2回専団連理事会・第3回幹事会合同会議

平成24年12月19日（水） 福岡商工会議所にて開催

7. 幹事会

(1) 第2回幹事会

平成24年10月10日（水） 福岡県不動産鑑定士協会会議室にて開催

(2) 第4回幹事会

平成25年2月13日（水） 福岡県不動産鑑定士協会会議室にて開催

8. 共同相談運営委員会

参加8団体（8つの士業）が共同で開催する相談会の運営を行う。

今年度8回の共同相談運営委員会が開催された。

9. 共同研究会の定期開催

定期開催を行っている共同研究会は次の二つである。

(1) 企業法務・会計部門研究会

(2) 不動産部門研究会

当会役員 理事：日下部 政俊 理事：仲 幹 男
幹事：金 丸 武 士 幹事：本 田 昇
共同相談運営委員：岩 永 加寿美
金 光 香陽子
不動産部門研究会担当：岩 下 透

平成25年度も、例年通り、共同相談会などを開催するとともに、新規会員による交流会を継続して行う。

司法書士事務職員委員会

委員長 池田みどり

1. 本年度の研修の狙い

前年度のアンケート結果を検討したところ、概ね好評であり、前年度の研修内容に興味を示していたと思われた。

そのため、本年度も前年度に関連したテーマを選定し、理解を深めてもらうことを目的とした。

第1部・第2部は、倫理の問題を含む、高齢者、遺言・相続に関する問題である。執務の姿勢、考え方について研修することも有意義であると考え研修テーマとして選んだ。

第3部は、本職の執務の支援という観点から、業務に関連した税務についての研修を考えた。また税務の知識は、仕事だけではなく、個人の問題としても役立つものと考え、昨年度に引き続き、税金も研修テーマとした。

2. 研修日程及び内容

日 時：平成24年11月17日（土）

場 所：天神ビル

参加者：164名（うち他会33名・有資格者1名）

テーマ：第1部 成年後見制度の概要と執務における留意点

講師 安河内肇会員

第2部 自筆証書遺言トラブルと公正証書遺言の勧め等

講師 岩下透会員

第3部 不動産登記に関する身近な税

講師 一瀬篤志税理士

3. 研修結果

成年後見制度、遺言・相続に関するテーマはかなり関心が高いと思われ、興味深かつたとの感想が多かった。

税務についても、関心は高かったようだが、難しかった、理解できなかつた等の意見があった。しかし一方、もっと詳しく聞きたかった、もっと時間をとつて欲しかつた等の意見もあつた。

アンケート結果を見ると、参加者は研修に対し意欲的であり、レベルの高い研修を望んでいるように感じられた。

研修場所、講義時間、資料の内容等についても、様々な意見があつた。

全ての参加者が満足することは難しいと思うが、検討していきたい。

法教育推進委員会

委員長 中 谷 陽 子

本年度、当委員会は昨年度に完成した『紙芝居で学ぶ法教育教材「解釈のちから」』を用いた法教育授業を、各支部において数多く実践するためのサポートを主な事業目標として活動した。この教材については、当会のホームページや昨年度の当会総会後の懇親会において、会員のみなさまには告知させていただいているが、学習指導案例や授業展開例を掲載することにより、学校の教員ではない法律家やその他の指導者でも、的確に法教育のポイントを押さえた授業が行うことができる教材である。今年度は下記のとおり、小学校から高校まで14箇所において法教育授業が行われた。その中でも、鞍ヶ谷小学校と八枝小学校での授業は、北九州市教育委員会の協力が得られ、参観日に併せて法教育授業を開催することができ、公開授業として行われた。これにより、保護者や他の学校関係者にも司法書士が積極的に法教育活動を行っていることをアピールすることができた。

- ・平成24年 7月10日 福岡県立小倉高校（北九州支部）
- ・平成24年 7月12日 KTC中央高等学校小倉キャンパス（北九州支部）
- ・平成24年 8月20日 志免町立志免東小学校（福岡東支部）
- ・平成24年11月14日 KTC中央高等学校福岡キャンパス（福岡東支部）
- ・平成24年11月24日 寺子屋日吉神社（筑豊支部）
- ・平成24年12月 1日 福岡市立長尾小学校（福岡西支部）
- ・平成24年12月15日 学校法人沖学園隆徳館中学校（福岡東支部）
- ・平成24年 9月26日 北九州市立鞍ヶ谷小学校（北九州支部）
- ・平成24年11月14日 北九州市立八枝小学校（北九州支部）
- ・平成25年 1月16日 岡垣町立山田小学校（北九州支部）
- ・平成25年 1月30日 北九州市立鳴水小学校（北九州支部）
- ・平成25年 2月 4日 豊前市立角田小学校（筑豊支部）
- ・平成25年 2月 7日 嘉麻市立足白小学校（筑豊支部）
- ・平成25年 2月 7日 明光学園高等学校（筑後支部）
- ・平成25年 3月23日 筑紫野市立筑紫小学校（福岡南支部）

次に、昨年度から引き続いた活動として、この法教育教材の販売及び普及活動を行った。平成24年6月17日、司法書士法教育ネットワーク総会へ当委員会から1名の委員が参加し、他県の司法書士及び教育関係者へ向けて教材の説明、販売を行った。また、平成24年11月4日の司法書士140周年記念シンポジウムにて、ロザンのお二人に教材の宣伝をしていただき、受付にて一般の方へ教材を販売することができた。このように、司法書士だけでなく、法教育に関心のある多く方々にこの教材を購入していただいた。

平成24年11月24日、司法書士法教育ネットワークと当会が共催し、「地域巡回交流会 in 福岡」が北九州市小倉北区のA I Mにおいて開催された。交流会の直前に、同会場にて九州ブロック内における法教育推進に関する意見交換会が行われていたため、交流会にも九州ブロックをはじめ、関西、関東からも、法教育に関心のある司法書士が多数参加された。交流会では、当委員会の委員が福岡県内で開催された法教育教材を使用した授業の報告と実際に教材を使用した模擬授業を行った。この交流会は当委員会がこれまで行ってきた法教育教材を用いた授業について集大成となるいい機会であり、さらに他県の司法書士へ法教育授業の展開方法を教示することもできた。

以上が、本年度の当委員会の活動報告である。

情報公開委員会

委員長 小原俊治

本年度は、委員改選に伴い、新委員選任のための会議を一度開催した。

本年度、情報公開に関する規則、細則の改正の必要性がないと判断したので、当委員会で対応すべき活動はなかった。

新人研修委員会

委員長 島田直明

1. はじめに

当委員会は、日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人及び登録して間もない新人会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制度を確立する目的をもって設置されている委員会である。

2. 研修日程

【研修日程】

《登録前新人研修》

平成24年11月 6日	合格証書授与式後新人研修説明会
平成24年12月 8日	平成24年度合格者集合研修（開講式、九B司法過疎フォーラム含）
平成24年12月 9日	平成24年度合格者集合研修（ビジネスマナー研修他）
平成25年 2月14日	配属研修生受入講師団説明会
平成25年 2月21日	平成24年度合格者集合研修（直前マニュアル解説他）
平成25年 3月 4日～同年3月29日	配属研修第1クール
平成25年 4月 1日～同年4月25日	配属研修第2クール
平成25年 4月26日	配属研修閉講式

3. 本年度の事業

《登録前新人研修》

昨年度より、日司連主催の中央新人研修及び九州ブロック主催の新人研修が日程変更されたため、昨年同様、2クール制を保ち、平成24年3月4日から4月25日まで行った。配属研修については、日頃の業務で多忙を極める中、指導に当たってくださる講師の新人育成への熱意、情熱がなければなりたたない研修制度である。年度末、また年度初とご多忙の中、配属講師を引き受け頂き、ご指導いただいた講師にはこの場を借りて厚く御礼申し上げる。

また、配属研修前に開催した3日間の集合研修においては、当会でも各分野に精通している会員にリレートーク方式で「司法書士としての可能性」を新人に伝えることに重きを置き研修を行うとともに、社会経験のない新人が多いことから、ビジネスマナー研修についても半日日程で実施した。さらに、今年度は当会の重要テーマである「相談業務」についても、初期段階で業務としての重要性・必要性を理解してもらうため、研修テーマとして取り上げた。

《登録後新人研修》

当委員会では、昨年度より、登録前と登録後の新人研修について効果的な研修制度確立を目指し、議論を重ねてきた。

平成20年開催の定時総会において、登録後新人研修大綱が承認され、試験的に登録後新人研修が行われていたのはご承知のとおりである。平成21年より登録後新人研修大綱に基づき、本研修が3年間実施されたが、本研修を希望し、受講した新人会員の登録は半数にも満たない。近時の傾向において、合格者の若年化により独立開業することなく法人や事務所に勤務する合格者が増え、任意の研修であれば事務所の仕事を優先するといったことが続く中で、任意規定の研修制度では将来の司法書士制度を担う会員の養成という目的を達することができないという結論に至った。

そこで、倫理並びに司法書士の歴史や組織の「集合型研修」を通じて、司法書士制度及び司法書士個人の将来像を考え、社会からの付託に応えられる司法書士の育成を図り、部会・委員会へ配属する「実地型研修」を通じて、会務の担い手、会への帰属意識を養成し、会務の活性化と既存会員との積極的な交流を図ることができるよう、登録後3年以内の会員を対象とした登録後研修の実施に向けて準備を行ってきた。

高齢者・障がい者権利擁護委員会

委員長 牧園 雅充

当委員会は、自治体の地域包括支援センター、障がい者生活支援センター等（以下、支援センターという）と連携することにより、司法書士として、高齢者・障がい者の権利擁護に積極的に取り組んでいる。

平成24年度は、以下の事業を実施した。

1. 県下全域に配置した窓口委員による支援センターとの情報交換、支援センターからの相談への対応及び成年後見制度や高齢者の為の法律問題に関する支援センター関連の学習会・講演会等への講師派遣等を実施した。
2. 地域包括支援センター等、自治体の担当部署との連携をより強めるため、高齢者・障がい者権利擁護に関する事例を集約し、上記関係部署や窓口委員に提供する為の「成年後見Q&AパートⅡ」を作成した。
3. 窓口委員が成年後見相談会（9月8日実施）のポスター等を支援センターへ持参のうえ訪問し、広報を行った。
4. 窓口委員の改選を行い、配置換え及び新窓口委員の登用を図り陣容を一新した。更に、窓口委員だけでは対応できない場合も想定される為、窓口委員の協力者として対応チーム員を配置した。
5. 直方市と平成25年4月1日より高齢者・障がい者権利擁護に関する相談・助言の委託契約を締結する方向で交渉している。
6. 平成24年度の支援センターに対する活動報告件数は延べ152件であった。

規則等改正委員会

委員長 丸田 幸一

1. 第63回定時総会において下記の会則等改正を行った。

① 連合会からの「増加傾向にある綱紀事案に対し全国の司法書士会において適正かつ統一的な運用を行う事を目的として、現行規則上不明確であった被調査会員及び苦情申立人への対応等に関する規程の整備をしてほしい」旨の要請により、下記の会則・綱紀関連規則・同関連規程の改正を定時総会及び理事会の承認により行った。

- (1) 会則
- (2) 綱紀調査委員会規則
- (3) 注意勧告運用規則
- (4) 紛議調停規則
- (5) 業務広告に関する規則
- (6) 役員等選挙規則
- (7) 情報公開に関する規則
- (8) 総合相談センター設置規則
- (9) 苦情対応窓口の設置に関する規程
- (10) 事故処理委員会規程
- (11) 綱紀調査委員会細則
- (12) 司法書士の業務広告に関する運用指針

② 平成24年7月9日に施行された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」により「外国人登録法」が廃止されたことに伴い、外国人登録制度が廃止され、また、同日施行の「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により外国人住民票制度が創設された。

これを受け、本会会則第6条（司法書士会員の入会手続及び入会）について、第2項第2号（入会届の記載事項）及び第3項第3号（入会届の添付書面）の変更を定時総会の承認により行った。

2. その使用のより一層の適正化を図るため等を目的として「戸籍謄本・住民票の写し等職務上等請求書に関する規定」の改正を理事会の承認を経て行った。

3. 連合会からその一部改正の指導があったので、「補助者事務の指示に関する運用基準」の一部改正を理事会の承認を経て行った。

4. 「桐友会会則」を現状に合わせるための改正案が福岡法務局から提案され、理事会で承認した。
5. 第63回定期総会で質問があった会長指導のあり方につき「会長指導指針」を理事会の承認を経て制定した。
6. 「福岡県司法書士会個人情報保護規定」、「個人情報の取り扱いに関する手引き案」、「福岡県司法書士会文書保存管理規程」の制定を各支部の意見を聞き、理事会の承認を経て行った。
7. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、記録事項と本人確認書類について改正を行う「依頼者等の本人確認等に関する規程基準」の一部改正を、理事会の承認を経て行った。

簡裁代理推進委員会

委員長 坂田亮平

当委員会は、会員が簡裁代理権を幅広く活用できる環境を整えることにより、一人でも多くの会員の一般民事事件に関する相談及び受任を促進することで、司法書士による市民に対するリーガルサービスが充実したものになることを目的として活動を続けており、本年度は以下のことを行った。

1. 少額事件に対する報酬補助制度の実施

昨年度途中より実施を開始した経済的利益が30万円以下の少額事件に対する報酬補助制度を初めて通年で実施した。

利用実績は以下のとおりである。本制度が会員に浸透してきたであろうか、1年を通して毎月2件前後の申込があった。特に申込会員の偏りもなく、多くの会員が本制度を利用して、市民の法的紛争の解決に尽力して頂けたものと考えている。今後も利用促進を図りたい。

件数	事件類型	申込日	支給日
1件目	貸金返還請求	4/17 申込	4/24 支給
2件目	示談交渉（被告）	4/21 申込	5/ 1 支給
3件目	未払賃金請求	5/10 申込	5/25 支給
4件目	敷金返還請求	5/14 申込	取下げ
5件目	敷金返還請求	5/17 申込	6/19 支給
6件目	損害賠償請求	6/20 申込	不支給
7件目	不当利得返還請求	7/ 2 申込	10/ 1 支給
8件目	未払賃金等請求	7/19 申込	8/ 9 支給
9件目	貸金等請求	8/ 2 申込	8/21 支給
10件目	未払賃金請求	8/ 7 申込	8/21 支給
11件目	損害賠償請求（被告）	8/31 申込	不支給
12件目	敷金返還請求	10/12 申込	10/24 支給
13件目	損害賠償請求	10/16 申込	11/ 1 支給
14件目	求償金請求	10/18 申込	11/ 2 支給
15件目	敷金返還請求	11/ 6 申込	11/14 支給
16件目	慰謝料請求	11/14 申込	不支給
17件目	解雇予告手当等請求	12/10 申込	12/19 支給
18件目	立替金返還請求	12/ 7 申込	12/18 支給
19件目	損害賠償請求（被告）	12/11 申込	1/ 8 支給
20件目	敷金返還請求	12/28 申込	1/15 支給
21件目	損害賠償請求 交通	3/ 7 申込	3/19 支給

2. 事例検討会の開催

昨年度に引き続き、事例検討会を開催した。開催内容等は以下のとおりである。

第1回は簡裁判事にもご参加頂き、原告・被告に分かれて事例検討を行う形式を採用した。第2回、第3回は簡裁代理権取得直後の会員を重点対象者として、実務では気になるポイントである委任契約書や和解契約書に関する検討を行った。第4回は筑豊支部との合同企画により、簡裁書記官に訴訟手続の流れを解説して頂くことができた。

開 催 日	場 所	内 容	参加者
平成24年 8月 1日	会 館	不動産関連事件 ※簡裁判事同席	14名
平成24年10月 5日	会 館	未払賃金請求 委任契約書の検討	19名
平成24年11月30日	会 館	建物明渡請求 和解契約書の検討	7名
平成25年 2月22日 ※筑豊支部との合同企画	行橋商工 会議所	簡裁書記官による 手続の流れ解説 法テラスの利用法	19名

3. サポーター制度の利用推進

平成20年度より継続して実施している本制度については、これまで利用が伸び悩んだため、昨年度対象事件制限の撤廃を行った。

本年度もサポーター候補者の告知などを通じて利用促進を図ったが、申込がなかったため、本制度は本年度限りで実施を中止することとした。

4. 対外セミナーの企画検討

「司法書士の簡裁代理権」を対外的により一層ピアールするために、主に事業者組合等を通じて事業者向けにセミナー講師派遣ができるのか検討を行った。次年度以降、実施できるように検討を続けたい。

男女共同参画推進委員会

委員長 三代 由美子

今年度、当委員会の活動としては、ハラスメント防止に関するガイドラインを作成することを目的に、ハラスメント防止に関するガイドライン原案作成を行った。他団体作成文も参考にしながら、理事会及び企画部会（小企画部会）に出席し意見をいただき、それらも参考にガイドライン及び具体的な事例の検討、集約を行った。

その後、最終案を確定、理事会に提出、承認され、平成25年度にガイドライン発効（4月1日施行）の運びとなった。

それから、当会のハラスメント防止ガイドライン案を会員に公表し、広く意見を求めるため「パブリック・コメント」を平成25年1月21日実施、当会ホームページ上でご意見を募った。

パブリック・コメントに対する返答、ハラスメント防止ガイドライン及び事例集は、平成25年3月29日に当会ホームページ上に掲載されているので、ご確認いただきたい。

当委員会の活動は、ハラスメント防止ガイドライン作成をもって終了としたい。

裁判所連絡委員会

委員長 丸田 幸一

1. 平成24年9月に、会長・研修部長と共に福岡家庭裁判所を訪問し、平成25年1月19日（土）の研修会の講師の派遣要請をし、「家事事件手続法、財産管理の実務」の演題で書記官にお話しいただいた。
2. 平成25年2月に、福岡簡易裁判所との意見交換会を開催した。

質問は、下記のとおりであった。その回答は、平成25年3月25日に会員用ホームページに掲載した。

【司法書士会提出分】

(訴訟・調停関係)

- 1 訴訟・調停事件の同時進行プログラムの運用状況について
 - (1) 事件類型の統計について教えていただきたい。
 - (2) 調停事件における裁判官の立会いの有無及び争点整理の実施状況について教えていただきたい。
 - (3) 調停が成立しなかった場合において、訴訟事件でどの程度期日が重ねられているか、教えていただきたい。
- 2 (1) 訴訟手続における裁判所からの和解案の提示の在り方について
(2) 調停手続における裁判所からの調停案の提示の在り方について
- 3 郵券の予納について、現金納付の方法との併用を検討していただきたい。
- 4 サービサーが原告となっている事件等においては、債権が消滅時効にかかる場合も多いところ、法律知識が乏しい市民は適切に権利行使ができない可能性もあると思われるが、その対処について何か検討していることがあるか。
- 5 被告に訴状副本及び期日呼出状を送達する（答弁書の提出を催告する）際の注意書等に司法書士会の電話番号を付記していただけないか。
(調停関係)
- 6 利害関係人が調停に参加し、主債務者の債務を保証する場合に、連帶して債務を負うかどうかについては、慎重に取り扱っていただきたい。（利害関係人参加申立書の理由欄が「連帶」保証人となっている件）

【裁判所提出分】

- 1 調停手続（同時進行を含む）の積極的利用については、どのように考えておられるのか伺いたい。
- 2 裁判所に書類を提出する場合は、内容及び添付書類に不備がないか十分確認していただきたい。

- 3 いわゆる法律相談等において、本人訴訟を進める場合には、通常訴訟と少額訴訟手続の違いについて誤解のないよう説明していただきたい。
- 4 裁判所にのみ伝えるべき事項については、事情説明書に記載していただきたい。
- 5 次の①、②の場合において、弁護士（又は弁護士会）とどのような連携をとられているか。（1）相談を受けた段階と（2）訴訟代理人として受任した後の段階の各段階についてお聞かせいただきたい。
 - ① 訴額が140万円を超えることが判明したとき
 - ② 医療過誤、建築瑕疵など複雑困難事案で、地裁での審理が相当と思料されるとき

広告等調査委員会

委員長 谷 崎 哲 也

【事業報告】

今年度は、平成22年10月1日に施行された「福岡県司法書士会会員の業務広告に関する規則」(以下、規則という。)及び「福岡県司法書士会司法書士の業務広告に関する運用指針」(以下、運用指針という。)に基づき、当会会員の協力を得て、平成24年10月15日から21日までの期間を区切って、新聞、フリーペーパーなどの紙媒体を中心とした当会会員の広告を調査した。

その結果、当委員会には、述べ65件の情報が寄せられ、規則に違反又は抵触する恐れのある広告については、個別に会長による注意・指導を行った。

しかしながら昔から掲載しているタウンページなどについては、多くの会員が業務広告である認識がなく、規則や運用指針を熟読していれば防げた軽微な違反が散見された。その具体例としては以下のとおりであった。

(以下()内は違反又は抵触する恐れがある規則)

1. タウンページも広告であるとの認識がない会員が多い。
タウンページであっても特定業務を記載しているものは広告である
(規則第2条)
2. 司法書士氏名又は法人代表者の記載がない
(規則第9条1項2号、2項5号)
3. 所属会の記載がない(規則第9条1項3号、2項3号)
4. 従たる事務所の記載がない(規則第9条2項6号)
5. 認定番号又は認定の旨の記載がない(規則第9条1項号、2項7号)

そのため、当委員会としては、会員に対し、再度規則の周知を徹底するため会員用HP掲示板での注意喚起を行った。

また、昨今の広告においては、当会会員においても遠隔地での相談会開催を頻繁に行っている事例が散見されるが、遠隔地での相談会において事件を受託することは司法書士法が禁止する二重事務所に該当する可能性があり、他方、遠隔地での相談会での面談は、業務を受任する際の面談とは区別する必要があると思われる。すなわち、当委員会としては、遠隔地での相談会後、事件を受任する場合は再度の事件受託を前提とした面談をするなどの配慮がなければ、規則が定める受託事件に関する面談義務に抵触する可能性があると思慮する。

さらに、遠隔地の相談者から債務整理事件を受任する場合、綿密な打ち合わせや連絡の不備により、十分に依頼者の生活再建に資する支援が出来ない可能性もあり、依頼者にとっては、代理訴訟の場合の司法書士の旅費負担の問題、本人訴訟の場合の依頼者への支援の不備など依頼者に対する多数の不利益も考えられる。

遠隔地での相談会開催広告については、上記の趣旨及び依頼者の利益に十分配慮し、「福岡県司法書士会債務整理事件の処理に関する規則」及び「福岡県司法書士会債務整理事件の処理に関する運用指針」を熟読したうえで、適正な対応が必要である。

経済的困窮者の権利擁護委員会

委員長 濱田なぎさ

本年度は、貧困問題に取り組む上で、大きな変化があった年であった。

その中で一番大きなものとしては、生活保護制度をめぐる様々な動きがあげられる。扶養義務を始めとして生活保護受給者に対する執拗なバッシングから、生活保護基準引き下げありきの議論。生活保護というものが最後のセーフティネットであり、その基準額が地方税の非課税基準、就学援助、介護保険の保険料等、医療・福祉・教育・税制などの多様な施策の適用基準にも連動しており、生活保護基準の引下げは、現に生活保護を利用している市民の生活レベルを低下させるだけでなく、低所得者全般の生活にも大きな影響を及ぼすことを認識しないまま、安易かつ拙速に、生活保護基準引き下げが政府によって決定されたことは、誠に遺憾である。

また、当委員会の主要な活動である自殺対策についても大きな変化があった。こちらは、14年連続して3万人を超えていた自殺者が、2012年、3万人を切ることとなり、改善に向けて動き出した感がある。絶対数としてこの数字を喜べるかと言えば「否」であるが、減少したこと自体は、その数の命が救われたことを素直に喜びたい。

当委員会の前年度の事業計画では、「我々法律家は、貧困からの自由と生存権確保のために活動していくべき」と述べたが、その思いで社会的・経済的に困窮している方々の命を繋ぐ活動を、今年度も行った。

1. 自殺未遂者・念慮者への支援事業

当会が全国に先駆けて始めた「ベッドサイド法律相談事業」は、相談件数も徐々にではあるが増加しており、各所からの問い合わせも多数寄せられ、着実にその活動が根付いてきているように思われる。ネットワークについても、精神保健福祉センター等の行政機関、久留米大学病院や医師会等の医療機関、精神福祉士会等関連士業等様々な機関との交流を重ね、顔が見える関係を築いてきた。精神保健福祉士会との事例検討形式の合同研修会では、司法書士側から提示した事例について福祉的立場から意見を頂き、今後の活動にとって、とても有意義なものとなった。

制度改善活動に関しては、日本自殺予防学会等の医療機関の学会でベッドサイド法律相談事業の紹介を行ったり、5月に開催された内閣府主催の自殺総合対策大綱改定ヒアリング会議に福岡県の民間団体代表として出席し、自殺未遂者対策の必要性を訴えたりした。そのことが功を奏したかどうかは定かではないが、新たな大綱では、当初の案から踏み込んだ形での自殺未遂者対策が示されていたことは、この活動に携わってきたものとしてとても有り難かった。

これに対して、当会の支援体制強化については、平成24年4月に自死問題をテーマとした業務研修会を開催したり、支部でも同様の研修会を開催して頂いたりしているが、まだまだ活動に参加していただける方は限られているので、より多くの方に携わって頂けるよう、今後も働きかけていきたい。

この他、昨年同様、福岡市と共に、臨床心理士・精神保健福祉士・精神科医師等の福祉専門職と同席で相談を受ける「借金・こころの電話相談」「こころと法律の相談会」を行った。

まだまだ取り組むべき課題は多いが、地道に活動を広げていきたい。

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員数	相談件数
通年	司法書士による「ベッドサイド法律相談」		18名	13件

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員・支援要員数	相談件数
9月24～28日	こころと借金の電話相談会(主催:福岡市)	電話	12名	11件
3月4・12日	ハローワークにおけるこころの健康と生活の相談 (主催:福岡県北筑後保健福祉環境事務所)	面談	延べ2名	0件
3月19日	こころと法律の面談相談会(主催:福岡市)	面談	延べ5名	5件

【研修会】

4月15日	10:00 ～ 16:00	あいれふ	受講者数 19名
「生きるを支える」ロールプレイング研修会			
① 「福岡いのちの電話での相談対応」 ② 「ロールプレイング」 講師 福岡いのちの電話スタッフ 他			
5月1日	15:00 ～ 17:00	久留米大学病院	受講者数 (司法書士) 4名
自殺予防のための支援者研修			
① 「自殺予防の基礎知識と実際—今日からできる自殺予防活動—」 講師 衛藤暢明氏(福岡大学病院精神神経科医師) ② 「ベッドサイド法律相談事業について」 講師 大部孝会員 ③ 「意見交換」			
7月17日	19:00 ～ 20:45	福岡市立心身障がい福祉センター	受講者数 (司法書士) 5名
「福岡県精神保健福祉士協会」との合同学習会			
① 「事例検討(グループワーク)」 ② 「その他 意見交換等」			
8月21・30日	17:30 ～ 18:40	あいれふ	受講者数 (司法書士) 10名
自殺予防電話相談対応研修(主催:福岡市)			
① 「電話による自殺防止について」 講師 林幹男氏(福岡いのちの電話理事長) ② 「演習」			

11月27日	18:30 ~ 20:30	サンライフ久留米	受講者数 (司法書士)	4名
「福岡県精神保健福祉士協会筑後ブロック」との合同学習会				
① 「事例検討(グループワーク)」				
講師 大部孝会員				

2. 生活保護受給者等への支援活動

本年度初めて、年末に、ホームレス等生活困窮者に対して、炊き出しを兼ねた相談会を開催した。この相談会については、ボランティア形式で行うこととして、炊き出し及び生活物品支給についても会員の皆様から寄付をお願いする形で相談会を開催した。相談を受けるだけでなく、支援物品と一緒に品定めしたり、炊き出しのおむすびを手渡すなど来場者と接する活動ができたことは、明日の司法書士を育てるためにも有益であったと思われる。

ご支援を頂いた会員の皆様に改めて御礼申し上げたい。



【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員・支援要員数	相談件数
12月8日	年末生活・労働 困りごと 相談会	来場	25名	33名
		相談		3件
		電話		11件

寄付・寄贈者：27名／寄付金：141,000円／寄贈品：約1000点

また、この他に、例年どおり、会員の生活保護同行支援等を支援するための「経済的困窮者の救済支援事業」を実施し、63件の助成を行った。

3. 更生保護施設入所者への支援活動

本相談会も本年度開始した事業である。

罪を犯した方で、刑務所に収監される方は2%に満たず、その際ポイントとなるのは示談（経済力）・謝罪（裁判官、検察官に効果的に「反省」を訴え得るコミュニケーション）

ン能力)・引受人(人的資源)の有無といわれており、高齢者・障がい者はその部分が弱く、結果入所せざるを得ない方が多いという、同じ罪を犯しても社会的弱者と強者では刑罰の適用が違う「刑罰の逆進性」が日本には存在する。高齢化とともに高齢犯罪者が増えているのも日本だけであり、その犯罪の種別が窃盗等の経済的困窮を要因としたものが多いことと合わせると、まさに刑務所が福祉施設と化していることとなる。

そのような中、更生保護施設という、刑期を終えても帰るところがない社会的・経済的資源に困窮している方が入所される施設において、その困窮状態故に「生きづらさ」を感じ、再生を果たすことが困難な方々の支援を行っていきたい。

【相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員数	相談件数
隔月1回 7月8日～	更生保護施設での相談会	面談	6名	8件

4. 民事法律扶助事業推進

本年も、会員の皆様のご協力のもと、民事法律扶助事業については、全国的にも高い実績数で行うことができた。

また、民事法律扶助審査委員に関しては、本年が任期替えであったため、新任委員を中心とした研修会を開催した。これまで新任委員に対して何もフォローがなされていなかつたが、このような研修会を行うことで、円滑な事業引継が行われたのではないかと思われる。

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員・支援要員数	相談件数
4月10・11日	法テラスの日 無料法律相談会	面談	半日6名	3件
10月1・5・16・ 17・24・25・11 月9・12日	法テラス巡回法律相談会	面談	9名	4件
10月	全国一斉司法書士法律扶助推進月間	援助申請件数		118件

【研修会】

4月2日	18:00 ~ 20:00	福岡県司法書士会館4階	受講者数	12名
日本司法支援センター「福岡地区 民事法律扶助審査委員」研修会				
講師 吉田善礼会員				
4月3日	18:00 ~ 20:00	筑豊支部事務局	受講者数	4名
日本司法支援センター「筑豊地区 民事法律扶助審査委員」研修会				
講師 佐々木英会員				
4月6日	18:00 ~ 20:00	北九州支部事務局	受講者数	7名
日本司法支援センター「北九州地区 民事法律扶助審査委員」研修会				
講師 中村隆治会員				

綱紀調査委員会

委員長 阿 部 寛

当委員会は、会員の綱紀、品位に関する調査を行うことにより会員の綱紀を保持し、もって司法書士制度に対する国民の信頼にこたえることを使命とする。

当委員会の行う調査とは、会則第49条により会長から付託を受けて、会員が司法書士法、司法書士法施行規則、日本司法書士会連合会会則、当会会則に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存否を調査することである。

平成24年度の綱紀調査の付託件数は9件であり、昨年度よりは減少しているが、依然として大量の綱紀事案の調査を行っている。また、平成24年度の綱紀事案の特徴は、業務範囲外行為を行ったこと、及び報酬についての依頼者とのトラブルが多く、昨年度までの綱紀事案の特長でもあった債務整理事件の不適切な事件処理は、大幅に減少している。

【業務範囲外行為について】

具体的には、職務上請求書により取得した情報を目的外に使用した件、遺産分割協議に関与した件、建物滅失登記を司法書士として申請した件等であるが、これらの事案に関する調査において、当該会員は、業務範囲を超えた行為であることの認識が希薄な場合が多くかった。

司法書士は、司法書士法に定められた業務を行うことを業とするものであり、法令遵守は、法律家として当然の義務である。

苦情・懲戒申立事案の中でも、業務範囲外行為に起因するものが増加傾向にあり、司法書士の業務範囲についての各会員の認識の向上が必要であると考える。

【報酬についての依頼者とのトラブルについて】

報酬について、依頼者とトラブルになるケースは、受任時に報酬についての説明を怠り、詳細な内訳も説明せず金員を受領し、事件処理を行った場合が多い。

司法書士法施行規則第22条（報酬の基準を明示する義務）は、「司法書士は、法第3条第1項各号に掲げる事務を受任しようとする場合には、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を示さなければならない。」と業務受任時の義務を規定している。

依頼者との信頼関係の構築・継続のためにも、報酬の説明は非常に重要な行為であり、各会員には法令遵守を徹底していただきたい。

【債務整理事件について】

近年、債務整理事件が綱紀事案の大多数を占めていたが、平成24年度は、大幅に減少し、受任事件の処理の遅延による懲戒申立に基づく調査付託の1件のみであった。

事故処理委員会

委員長 黒木文康

当委員会は、業務賠償責任保険に関する事故につき引受保険会社が実施する調査及び審査に対し、当会が助言、協力するために設置されているものである。

昨年度はある保険事故を契機に、委員会を5回開催した。これについては、委員会として司法書士に過失や責任がないと判断するとともに、もし本件において保険金の支払いがなされれば、今後の司法書士業務に多大な影響を及ぼす可能性があるとする意見を保険会社に伝えている。そして、連合会の中央事故処理審査会にも報告している。

今年度は、事故の多寡にかかわらず年に1～2回、当会の引受保険会社たる㈱損害保険ジャパンと現状報告と意見交換の場を持つ予定である。

また、今後、保険会社による適切な保険金支払いを要望しながらも、事故の減少を図ることによって保険料の値下げが実現できるよう、事故処理委員会及び会長・総務担当副会长・総務部長・事務局長において、保険金請求全件の内容把握に努める。

会員の皆様におかれましても、より一層の知識の向上・最新情報の収集、そして正確な業務を心がけていただきたい。

注意勧告小理事会

Aチーム議長 中 村 優 子

Bチーム議長 牧 園 雅 充

注意勧告小理事会は、会則第103条に基づき設置された委員会である。

注意勧告制度の適正妥当な運用を図るため制定された注意勧告運用規則は、昨年の総会で改正案が承認され、平成24年8月31日施行となった。改正で小理事会を3チーム編成することが可能となったが、現在当会にはAとBの2チームが設置されている。通常1案件の調査に3ヶ月以上を要していることもあり、小理事会を複数設置することで処理の迅速化を図っている。

改正で大きく変更になった点として第10条の手続開始がある。綱紀調査委員会から会長に調査結果報告が提出されれば、その内容にかかわらず必ず小理事会で注意勧告の手続開始の可否を議決することとなった。会長が単独の判断でその後の手続の有無を決定するのではなく、小理事会に判断を委ねることで公平さを確保しようとの観点である。改正規則施行後に調査した事件は4件であったが、小理事会のメンバー全員が重責を感じながら公平さを心がけて慎重に手続開始の可否について審議した。

本年度調査した事件は、合計13件であるが、うち同一会員の事件7件が調査対象となつたので、会員数としては7名であった。このうち注意勧告したのは、2名である。職務上請求書の不正使用した会員と本人確認が不十分であった会員である。不勧告とした者は2名、みなし退会者であり会員でない者は注意勧告対象者とはならないという理由、既に法務局が処分をしたので注意勧告するに及ばないというものであった。1名については改正規則が適用され手続不開始を議決した。事件自体和解済みであり内容も法、施行規則、連合会会則、会則に違反するおそれがあるとは認められない、との結論であった。2名については現在調査中である。

紛議調停委員会

委員長 島 津 節 郎

当委員会の業務内容からして、平成24年度の事業に関する報告は特にならないが、運営に関する報告事項としては、以下のものがある。

1. 今年度は、具体的な案件はなかった。
2. 平成25年1月21日午後6時00分から例会（勉強会）を開催した。
その結果は以下のとおりである。
 - (1) 現在の委員全員が本年度の定時総会の終結をもって任期満了退任となるので、次年度の委員への引継ぎの意味もあり最後の例会、平成23年度における具体的な案件を素材としての平成24年度を振り返っての検討会、特に、①当委員会の当会における取扱い及び評価②存在意義③当委員会の当会における必要性の有無及びその程度④当委員会の当会における存在価値の有無及びその程度等について検討を致した。
 - (2) その結果、今後の当委員会の運営に関しては一部改善をした方が合理的且つ機能的なものなるのではないかということで意見が一致し、その趣旨のもとに改善策の提言をさせていただいたらどうかということになった。
3. 本年度の定時総会の終結をもって、当委員会のメンバー全員が任期満了退任となるので、記載する立場がないが、仮に次期メンバーから、委員会の運営等について何らかの質疑があればいつでもお応えすることにしている。

会費減免等審査委員会

委員長 福永龍三

当委員会は会則25条（会費の延納、減額及び免除）に基づき会費の延納、減額又は免除に関する審査を行うために、会則53条1項により設置された委員会であり、「会費の減免等に関する規程」及び「会費減免等に関する細則」に則って会費の減免等の申し出に理由があるかを審査し、会長にその審査の結果を具申するものである。

会員は、傷病、災害、出産・育児又は介護により会費を納入することが困難な場合は、会費の延納、減額又は免除の申請を当委員会に申し出ることができる。なお、経済的事情による場合は、会費の延納の申請が認められているのみである。

平成24年度は、出産・育児によるもの3件（内訳 減額2件、免除1件）の減免等申請があった。以上、3件の申し出に対して理由があるものと認め減免等を可とする旨の具申を会長に対して行った。

ADRセンター運営委員会

委員長 藤島多賢

平成24年12月末現在、九州では当会、熊本県会、宮崎県会、鹿児島県会が法務大臣の認証を受けて調停センターを稼働させてている。

今年度、当センターでは九州北部豪雨災害を起因とするトラブルに速やかに対応することを目的とした災害ADRを立ち上げた。被災地各所で開催された相談会場において申込を受け付け、調停手続にかかる諸費用はすべて無料とした。

平成20年11月1日試行開設、平成22年1月22日認証取得（認証番号：第55号）以降、当センターは市民の紛争解決の一手段として広く認知・利用されるべく運営を続けてきたところであるが、さらなるADR制度の発展のためにも市民のニーズに沿った対応・センターのあり方を探求しつつ、引き続き積極的に活動展開していく所存である。

1. 当センター稼働状況

調停手続実施者名簿登載者である14名の会員（平成25年3月31日現在）には、当センター運営にご協力いただいている。今年度の当センターの稼働状況は申込件数：11件のうち、調停実施1件、調停実施前に終了6件、手続中4件であった。

【福岡県司法書士会ADRセンター稼働状況】

事業年度	取扱 事案数	内訳					
		調停実施		調停実施前に終了			
		合意 成立	不調	相談で 終了	申込人 取下	相手方 不応諾	手続中
試行開設～ 平成21年度	9	2	1	1	2	3	0
平成22年度	11	0	1	1	4	5	0
平成23年度	6	0	0	4	1	1	0
平成24年度	11	0	1	4	2	0	4
総計	37件	2	3	10	9	9	4

【ADRセンター 平成24年度稼働状況】 ※うち1件は災害ADR

事案内容	結果	事案内容	結果
不法行為に関する紛争	取下	家事に関する紛争	取下4
金銭貸借に関する紛争	手続中	工事代金負担に関する紛争	手続中
賃貸住宅に関する紛争	取下	相隣紛争	調停実施
マンション改修工事に関する紛争	手続中	物損事故に関する紛争	手続中

また、当センターでは受付事案以外にも一般市民や企業、団体、官庁等から様々な問い合わせを受けた。その他、法テラス福岡から相談電話外線転送の要請にも応じた。

【ADRセンター 平成24年度問い合わせ一覧】

問い合わせ内容	件数	問い合わせ内容	件数
賃貸住宅に関するトラブル	12	労働トラブル	1
金銭賃貸借に関するトラブル	2	不動産売買に関するトラブル	4
相続に関するトラブル	1	事業譲渡に関するトラブル	1
家事に関するトラブル	2	ADRに関する問合せ等	4
近隣トラブル	1	合計：28件	

2. 九州北部豪雨災害への対応

平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害への取組の一環として、当センターでは『災害ADR』と称して、豪雨災害に起因とする民事上のトラブルに特化した取り組みを行った。被災地各地で開催された相談会の相談員にADR対応者を組み込み、相談会場にてADRへの申込を受け付けることとし、手続全般を無料とした。災害ADR実施にあたってチラシを作成し、相談会会場、市町村その他で配布を行った。この取り組みについては相談会とともに西日本新聞（筑後版）に掲載された。

【九州北部豪雨災害相談会におけるADR担当者】

日時	相談会場	ADR担当者	日時	相談会場	ADR担当者
8/25	久留米市三潴、城島地区	藤島 多賢	8/26	うきは市小塩、田窪・新川、妹川地区	藤島 多賢
9/1	朝倉市蟻城地区、杷木地区	緒方 剛	9/1	八女市星野支所会議室	藤島 多賢
9/5	柳川市三橋庁舎	渡邊慎一郎	9/12	みやま市本郷コミュニティセンター	渡邊慎一郎
9/14	八女市上陽公民館	藤島 多賢	9/14	八女市東公民館	濱田なぎさ 緒方 剛
9/15	八女市黒木町笠原集会場	藤島 多賢 濱田なぎさ	9/20	柳川市大和庁舎	緒方 剛
9/26	柳川市三橋庁舎	宮脇 秀代	10/16	大木町役場	緒方 剛
10/18	柳川市大和庁舎	藤島 多賢	10/22	大川市役所	渡邊慎一郎
10/23	みやま市役所訪問	渡邊慎一郎	10/24	柳川市役所三橋庁舎(旧三橋町)	宮脇 秀代
10/27	八女市星野支所会議室	藤島 多賢	11/8	柳川市三橋町	藤島 多賢
11/13	柳川市三橋町	渡邊慎一郎	11/14	柳川市大和町	緒方 剛
11/19	みやま市瀬高町；相談者自宅	渡邊慎一郎	11/20	電話相談	緒方 剛
11/27	電話相談	藤島 多賢			

【九州北部豪雨災害相談会におけるADR紹介事案】

相 談 内 容	
近隣関係	公道を挟んだ向かいの家の立木が災害により相談者の自宅敷地内に倒れ込んできた。行政は公道にかかっている部分のみを撤去、それ以外の対応を拒絶した。 倒れた立木の所有者に責任を問えるか。
近隣関係 (土砂崩れ)	隣家の石垣が崩れて相談者の所有地を侵害しているため、隣家所有者へ修繕を求めたところ、不要な土地であり金銭的にも余裕がないと断られた。修繕義務は誰にあるのか。
近隣関係 (土砂崩れ) (境界問題)	近隣宅地の木が伸びてきているが、勝手に切ってはいけないのか。棚田畦が壊れて土砂等が流入している。助成金等があれば元通りにしたい。棚田を田として小作（又は賃借）させているが、目的に反して生け花用のにおいひばの生産をしているようである。解約等可能か。
近隣関係 (土砂崩れ)	今回の豪雨前から梅雨時期には隣家の土地が崩れて土砂が流れ込んでいたが、豪雨により自宅床下あたりまで水が流れ込みそうであり、とりあえずの応急処置を施したが、今後土砂が流れ込まないように工事を予定している。その工事費用の一部負担を求めたい。

3. 広報用DVDの制作

ADR周知のための広報活動の一環として、日本司法書士会連合会の司法書士会調停センターの設備費・広報費に対する助成交付金支給決定を受けて（日司連発第461号、同第1041号）、広報用DVD制作に取り組んだ。

これは平成22年3月に開催したADRセンター開設記念シンポジウムの折に上演した寸劇をベースに、一般市民にADRとはどのようなものか、また当センターの特徴であるミディエーションについて、理解を得られることを意識した構成となっており、主に裁判とADR調停を比較した内容となっている。

このDVDは司法書士会内広報及び研修ツールとしても有用であり、平成24年1月28日に開催された筑後支部業務研修会においては、試行版ながらDVD視聴を取り入れたADR研修を実施して概ね好評を得ることができた。今後、自治体等対外的広報において大いに活用ていきたいと考えている。

4. ADR関連研修会の開催

今年度は九州ブロック司法書士会協議会との共催により、平成24年11月17日、18日の2日間にわたり、ADR基礎研修会を開催した。当会から10名、他県会からも6名の参加があり、大変有意義な研修会となった。この他、入門編や実技研修会なども年間を通して以下のとおり順次開催し、調停人の養成やさらなるスキルアップに取り組んだ。

【平成24年度ADR関連研修会】(ADRセンター運営委員会主催)

日 時	研 修 会	講 師	単位数	受講者数
2012/7/21 13:00~17:00	平成24年度第1回ADR研修会 <入門編> 於:会館	藤島多賢 原田大輔 緒方剛 藤井昭裕	4.0	8
2012/11/17 10:00~17:00	平成24年度第1回ADR基礎研修会(九B共催) 於:福岡東映ホテル	細川眞二 藤島多賢 有吉伸一 伊藤美登利 緒方剛 藤井昭裕	12.0	16
2013/2/16 13:00~17:00	平成24年度第1回ADR実技研修会 於:会館	有吉伸一 藤井昭裕	4.0	12
2013/3/27 19:00~20:50	平成24年度第1回ADR事例検討会 於:都久志会館602会議室	入江秀晃 (九州大学大学院法学研究科准教授)	1.5	5

5. その他

- ①平成24年7月7日(土) 静岡県司法書士会調停センターふらっと:市民公開講座;藤井昭裕会員が参加した。
- ②平成24年8月4日(土) 平成24年度第2回業務研修会;緒方剛会員によるADR説明、Q&A配布等した。
- ③平成24年8月18日(土) 九州ブロック平成24年度第1回ADR(調停センター)対策委員会;藤井昭裕会員が出席した。
- ④平成24年9月7日(金) 日司連主催;認証司法書士会調停センター会議;有吉伸一会員が出席した。
- ⑤平成24年11月12日(月) 日司連主催;認証司法書士会調停センター手続実施者会議に緒方剛会員が出席した。
- ⑥平成24年12月8日(土) 筑後支部業務研修会へ緒方剛会員を講師派遣した。
- ⑦平成25年1月19日(土)、20日(日)九州ブロック調停委員会主催;調停人・管理者育成研修会へ有吉伸一会員、藤井昭裕会員を講師派遣した。
- ⑧平成25年1月19日(土) 平成24年度第3回業務研修会;緒方剛会員によるADR説明、Q&A配布、広報用DVDを上映した。

【平成24年度委員会等一覧表】

注意:構成員数には責任者を含む

		委員会名	所 管	構成員数	委員長 (名称は委員長等)	責任者以外の委員・研究員等					支部に設置
会則第53条第1項に基づく委員会 常置委員会 (委員会規程第3条)	苦情処理委員会 苦情窓口 非司法書士対策委員会 ★ 司法書士総合研究所 ★ ・家事問題研究会 ・不動産登記研究会 ・商業法人登記研究会 ・訴訟代理研究会 ・債権法研究会 ・司法書士法改正検討研究会 消費者問題対策委員会 ★ 専門職連絡委員会 司法書士事務職員委員会 法教育推進委員会 ★ 情報公開委員会 ★ 新人研修委員会 ★ 高齢者・障がい者権利擁護委員会 ★ 規則等改正委員会 簡裁代理推進委員会 男女共同参画推進委員会 裁判所連絡委員会 広告等調査委員会 経済的困窮者の権利擁護委員会	苦情処理委員会 苦情窓口	総務部	5	山本 人司	江頭 英世	矢野 聖悟	角田 敏	宗 秀利		
		非司法書士対策委員会 ★	総務部	7	上西 哲博 山下 祐一	井上 明 山下 祐一	西田 佑介	山口 龍一	山下 由美	望月 幸治	
		司法書士総合研究所 ★	副会長	10	大部 孝	増田 隆道	本田 建吾				
		・家事問題研究会		4	原口 智吉	藤江 美保	恒松 史帆	野中 哲郎			
		・不動産登記研究会		7	江上 隆	宗 守浩	山下 祐一	村田 圭亮	井手 誠	小嶋 美夏	
		・商業法人登記研究会		7	尾方 宏行	上西 哲博	安藤 功	松浦 寛			
		・訴訟代理研究会		5	木崎 正亮	安河内 肇	及川 修平	森部 光一			
		・債権法研究会		5	小原 俊治	島津 節郎	岩下 透	福永 修	花田 亨(脱)		
		・司法書士法改正検討研究会		5	山下 祐一	原口 智吉	上村 一朗	土井 経世			
		消費者問題対策委員会 ★	社会事業部	6	及川 修平	島田 直明	木津 圭太郎	櫻井 菜穂子			○
		専門職連絡委員会	総務部	7		日下部 政俊	仲 幹男	金丸 武士	本田 昇		
					岩永 加寿美	金光 香陽子			岩下 透		
		司法書士事務職員委員会	研修部	5	池田 みどり	檜田 文枝	板島 博子	野中 哲郎	西田 佑介		
		法教育推進委員会 ★	企画部	7	中谷 陽子	川口 香織	金源 成大	末森 正浩	中山 浩一	高倉 三穂子	
					進藤 亜由子						
		情報公開委員会 ★	広報部	3	小原 俊治	宮脇 秀代	嶋村 啓志				
		新人研修委員会 ★	研修部	7	島田 直明	芳司 英樹	木戸 孝充	猪之鼻久美子	井上 隆祐	藤井 昭裕	
					櫻井 菜穂子						
		高齢者・障がい者権利擁護委員会 ★	企画部	6	牧園 雅充	森 浩一郎	中嶋 安雄	山崎 貴子	加藤 丈雄	小副川 哲二	
		規則等改正委員会	総務部	6	丸田 幸一	李 漢彦	大部 孝	佐々木 英	安河内 肇	嶋村 啓志	
		簡裁代理推進委員会	企画部	9	坂田 亮平	吉田 善礼	及川 修平	高瀬 忠通	中村 浩二	丸尾 公彦	
					平山 智章	眞鍋 ゆかり					
		男女共同参画推進委員会	企画部	6	三代 由美子	光安 徳行	中村 有希子	安田 延泰	末石 真弓	熊本 和美	
		裁判所連絡委員会	総務部	5	丸田 幸一	及川 修平	坂田 亮平	江島 一栄	安樂 美和		
		広告等調査委員会	総務部	5	谷崎 哲也	秋根喬	徳永 健一	森部 光一	安藤 功		
		経済的困窮者の権利擁護委員会	社会事業部	6	濱田 なぎさ	大部 孝	花田 貴之	森部 光一	内野 茜		
会則第28条 選挙規程第7条	選挙管理委員会		来年任期	7	梶原 美保	増井 敦章	本田 昇	大谷 健次郎	山本 勝也	葛谷 賢秀	支部長へ 選任依頼
					牛島 光一						
	会則第48条	綱紀調査委員会	総務部	24	阿部 寛	矢野 土喜夫	岩下 透	川原 春光	稻員 敬三	山下 祐一	
					海老 雅弘	金丸 武士	川上 美和子	岡 良宣	上西 哲博		
					松尾 武徳	重永 酉子	尾上 智子	末森 正浩			
					生津 克久	内尾 葉子	平野 幸久	矢野 公一			
会則 (第53条に基づく第1項を除く) 委員会	会則第78条の4	事故処理委員会	総務部	3	黒木 文康	井上 賢嗣	山本 亮				
	会則第103条 注意勧告運用規程第4条	注意勧告小理事会	総務部	5	Aグループ	中村 優子	徳永 健一	佐々木 英	本田 建吾	奈良田 真作	
				5	Bグループ	牧園 雅充	福永 龍三	宮脇 秀代	増田 隆道	小原 俊治	
	会則第108条	紛議調停委員会	総務部	7	島津 節郎	有吉 伸一	池田 みどり	伊藤 美登利			
					富田 裕子	鍛冶 誠一郎	山崎 博樹				
理事 する 規程 に 基づく 常務 委員会 に	会則第112条	登録調査委員会	総務部	3	吉田 善礼	大部 孝	丸田 幸一				
		会費減免等審査委員会★	経理部	3	福永 龍三	丸田 幸一	本田 建吾				
その他	会則3条 ADRセンター設置規則	ADRセンター運営委員会 ★	企画部	9	藤島 多賢	有吉 伸一	小山 貴美代	伊藤 美登利	藤井 昭裕	緒方 剛	

平成24年（2012年）度 業務日誌

平成24年（2012年）

[4月]	2 福岡県弁護士会新役員就任挨拶	[7月]	4 新入会員オリエンテーション
	3 福岡法務局不動産首席登記官着任挨拶		登録証交付式（2名）
5	福岡法務局長着任挨拶	5	登録申請（1名）
	福岡法務局総務課長・総務課長補佐着任挨拶		理事会
9	理事会	9	正副会長会
	正副会長会		登録申請（2名）
10	注意勧告小理事会Bチーム	10	登録申請（4名）
	法テラスの日相談会		綱紀小委員会
11	法テラスの日相談会（北九州）	11	桐友会
	登録証交付式（3名）		登録申請（2名）
14	第1回業務研修会	19	登録証交付式（4名）
16	登録証交付式（1名）	23	登録申請（1名）
	登録申請（1名）		変更の登録申請（1名）
18	最終監査会	24	登録申請（1名）
	登録申請（1名）		苦情処理委員会
19	理事会		
24	苦情処理委員会	[8月]	綱紀小委員会
25	新入会員オリエンテーション		登録証交付式（9名）
1	変更の登録申請（2名）	2	理事会
	登録申請（1名）		正副会長会
2	登録申請（1名）	3	一日司法書士
7	登録申請（2名）	4	第2回業務研修会
8	注意勧告小理事会Aチーム	9	登録申請（1名）
9	注意勧告小理事会Bチーム	10	注意勧告小理事会Aチーム
	登録申請（1名）		登録証交付式（2名）
10	理事会	16	苦情処理委員会
11	正副会長会	17	登録証交付式（1名）
	登録申請（1名）		選挙管理委員会
17	登録証交付式（2名）	20	登録証交付式（1名）
24	理事会	28	綱紀小委員会
26	第63回定期総会	29	苦情処理委員会
31	登録証交付式（7名）	[9月]	
4			理事会
	注意勧告小理事会Bチーム		正副会長会
5	登録申請（2名）	8	九州ブロック各県部長連絡協議会（熊本）
	変更の登録申請（1名）	9	九州ブロック各県部長連絡協議会（熊本）
6	代議員会	12	登録申請（1名）
	登録申請（1名）	14	登録申請（2名）
7	理事会	21	変更の登録申請（1名）
	正副会長会		新入会員オリエンテーション
12	登録申請（2名）	22	九州大学司法研修講座（第1部）
	登録申請（1名）	23	九州大学司法研修講座（第2部）
14	登録証交付式（1名）	24	心と借金の電話相談（28日まで）
	注意勧告小理事会Aチーム		登録申請（1名）
22	苦情処理委員会面談	25	苦情処理委員会
26	苦情処理委員会		注意勧告小理事会Aチーム
28	登録証交付式（4名）	26	登録申請（1名）
	登録申請（2名）		福岡地方裁判所新所長着任挨拶
29	変更の登録申請（1名）	29	福岡東支部年次制研修

[10月]	4	理事会	25	登録証交付式（5名）
	正副会長会			苦情処理委員会
6	法の日相談会		28	変更の登録申請（1名）
9	登録申請（1名）			
13	福岡南支部年次制研修 筑後支部年次制研修			平成25年（2013年）
16	登録証交付式（5名）		[1月] 9	登録申請（1名）
19	登録証交付式（1名）			綱紀調査委員会
20	北九州支部年次制研修 四県交流会		10	理事会 正副会長会
23	苦情処理委員会		18	変更の登録申請（1名）
24	登録申請（1名） 変更の登録申請（1名）		19	第3回業務研修会
25	中間監査会		21	紛議調停委員会
26	登録証交付式（1名）		25	登録証交付式（1名）
27	福岡西支部年次制研修		26	理事会
31	第4回注意勧告小理事会Bチーム		29	新入会員オリエンテーション 苦情処理委員会 注意勧告小理事会Aチーム
[11月]	1	理事会	30	登録申請（1名）
	正副会長会		31	登録証交付式（3名）
4	司法書士制度140周年記念シンポジウム (電気ビルみらいホール)		[2月] 5	登録申請（1名）
6	合格者説明会		6	筑後支部 支部交付金の概算要求折衝に関する会議
10	筑豊支部年次制研修		7	理事会 正副会長会
13	事故処理委員会		14	登録証交付式（1名） 筑豊支部 支部交付金の概算要求折衝に関する会議
17	司法書士事務職員研修会		16	第3部九州大学司法研修講座
19	正副会長会 変更の登録申請（1名）		17	第4部九州大学司法研修講座
21	事故処理委員会		18	福岡西支部 支部交付金の概算要求折衝に関する会議
22	登録申請（1名）		20	北九州支部 支部交付金の概算要求折衝に関する会議
27	苦情処理委員会		22	第6回注意勧告小理事会Bチーム
28	登録証交付式（1名） 登録申請（1名）		25	苦情処理委員会 福岡南支部 支部交付金の概算要求折衝に関する会議
30	正副会長会		26	事故処理委員会
[12月]	4	登録申請（1名）	27	登録証交付式（2名） 注意勧告小理事会Aチーム
5	県・支部連絡協議会 変更の登録申請（1名）		28	福岡東支部 支部交付金の概算要求折衝に関する会議
6	理事会 正副会長会		[3月] 4	登録申請（1名） 変更の登録申請（1名）
7	変更の登録申請（1名）		5	登録申請（1名） 変更の登録申請（1名） 四団体意見交換会
8	年末なんでも相談会 労働110番電話相談会			
11	注意勧告小理事会Bチーム			
13	登録証交付式（3名）			
14	綱紀調査小委員会			
17	登録申請（1名）			
18	綱紀調査小委員会			
19	事故処理委員会			
21	登録申請（1名）			

- 6 変更の登録申請（1名）
- 7 理事会
- 正副会長会
- 8 注意勧告告知
- 12 部長会
- 13 綱紀調査小委員会
- 紛議調停委員会
- 14 次期理事会
- 17 出会い系サイト、アダルトサイト トラブル 110番
- 18 変更の登録申請（1名）
- 19 部長会
- 21 理事会
- 次期正副会長会
- 22 事故処理委員会
- 26 第11回苦情処理委員会
- 部長会
- 27 登録証交付式（2名）
- 28 福岡法務局局長退任挨拶
- 29 登録証交付式（1名）
- 注意勧告小理事会Aチーム